

第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画

平成25年3月

長崎市

は じ め に

人権とは、私たちが人間らしく幸せに生きるための権利で、誰もが生まれながらに持っている大切な権利です。20世紀には、世界的な戦争が二度も起こり、人権が侵害される状態が続きました。その反省と平和への願いから、世界的に人権への関心が高まり、人権意識を高めるための教育や啓発が積極的に行われていきます。

長崎市では、人権教育や啓発を効果的に進めるために、平成13年に「人権教育のための国連10年」長崎市行動計画を定め、平成16年3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受けて、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画に基づき、すべての人が人権を尊重することの重要性を認識したうえで、人権に配慮する行動がとれるようになるための取組を進めてきましたが、一方で、暴力行為や虐待、差別や偏見など、さまざまな人権に関わる問題が依然として発生しています。そこで、社会情勢や市民意識の変化などに応じて基本計画の内容を見直し、人権尊重社会の実現に向けた新たな取組を行うために、「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定いたしました。

この計画では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」を長崎市のめざす姿として、すべての人が、さまざまな違いにとらわれることなく、互いを認め合い、大切にすまちをつくっていきます。また、原爆被爆の惨禍から復興し、平和を守り伝える都市として、「人権」と「平和」を私たちの社会にしっかりと根付かせていきます。

人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりの考え方や行動を見直すことが必要です。この計画には、市民、事業者、市が、それぞれの役割を自覚したうえで、つながり、連携しながら計画を推進するための目標や施策の方向を示していますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この基本計画を策定するにあたり、長崎市人権教育及び啓発推進懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方から心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

長崎市長 田上 富久

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 世界の状況	1
(2) 日本の状況	2
(3) 長崎県の状況	2
(4) 長崎市の状況	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
第2章 計画によりめざす姿	6
1 基本理念	6
2 基本目標と取組の体系図	7
第3章 計画を実現させるための方策	9
1 あらゆる場における人権教育・啓発	9
(1) 学校教育における取組	9
(2) 社会教育における取組	13
(3) 人権啓発における取組	15
2 重要課題に対する人権教育・啓発	17
(1) 女性に関する取組	17
(2) 子どもに関する取組	20
(3) 高齢者に関する取組	23
(4) 障害者に関する取組	26
(5) 同和問題に関する取組	29
(6) 外国人に関する取組	31
(7) 感染症患者等に関する取組	33
(8) その他の課題に関する取組	35
3 平和な社会をつくる人権教育・啓発	37
4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発	40
5 人権侵害から市民を守る体制づくり	42
6 人権施策を力強く進める環境づくり	45
第4章 計画の推進	46
1 推進体制	46
2 進行管理	46
[計画を推進する際の参考資料]	48
資料編	63

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長崎市は、2004（平成16）年3月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、「平和の希求と人権の尊重」を基本理念として、人権尊重社会の実現をめざして全庁体制で取り組んできました。

そのような取組を進める一方で、女性への暴力行為や子ども、高齢者への虐待、障害者への差別などさまざまな人権課題はなくなりばかりか、ますます深刻化、多様化する傾向にあります。さらに、近年では、北朝鮮による拉致被害者や犯罪被害者をはじめとした人々への支援、インターネット上での人権侵害に対応する環境整備など人権課題への新たな対応の必要性も指摘されています。

このような状況に際して、国はさまざまな法整備を進め、新たな施策を展開しており、長崎県も「長崎県人権教育・啓発基本計画」を平成23年度に改訂しました。長崎市は、平成23年度から平成32年度までの第4次総合計画を策定し、新しい長崎市のまちづくりに向けた取組を開始した時点で、平成22年度に実施された「人権に関する県民意識調査」に基づく長崎市民の意識の分析を行いました。基本計画は策定されてから8年が経過しているため、急速な社会状況の推移や市民意識の変化に應じ、また、国、県などの計画の変更等を踏まえて見直す必要があります。そこで、現在の状況に即応した基本計画へと変更し、それにより人権尊重社会の実現に向けた新たな取組を行うために、「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

2 計画策定の背景

(1) 世界の状況

人類は20世紀に二度の世界的な戦争を体験し、そこから戦争がいかに人権を侵害し、平和がいかに大切かを学び、その反省と平和への願いに基づき世界各国の取組として、1945（昭和20）年に国際連合（以下、国連）が結成されました。さらに1948（昭和23）年には、人権を守っていくために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、これに法的な拘束力を持たせるため、その後、国際人権規約やさまざまな人権問題に関する国際条約が採択されています。

そのような中で、これまでの人権に関する活動の成果を検証し、人権が尊重される社会を確立するために、1993（平成5）年、ウィーンで世界人権会議が開催されました。この会議では、人権が国際社会の指導原理であり、さまざまな問題の解決には、人権意識の徹底と人権教育が不可欠であることを確認し、国連に対して人権高等弁務官の設置と人権教育の取組を求めることが提唱されました。

これを受けて、1994（平成6）年に人権高等弁務官が設置され、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」として、「人権という普遍的文化」が構築されることをめざす人権教育、啓発活動が世界的に推進されました。国連は、「人権教育のための国連10年」の終了後も人権教育が重要であるとの認識から、2005（平成17）年1月に「人権教育のための世界計画（プログラム）」を開始しています。また、2006（平成18）年には、国連総会の下部組織として「人権理事会」が設立され、人権を保障するための体制が強化されました。

(2) 日本の状況

日本国憲法は、すべての国民に基本的な人権を保障し、それに基づく施策が推進されてきました。また、国連で採択された人権に関する規約や条約を日本が締結することをとおして、国内の人権に関する施策の充実を図ってきました。

そのようなか、さきの「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、日本では、1997（平成9）年7月に、国内行動計画が策定され、あらゆる機会に人権教育の積極的な推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かで、ゆとりのある人権国家の実現をめざすことになりました。これに先立つ、同年3月に、人権尊重のための教育・啓発並びに人権侵害を受けた被害者の救済に関する施策の推進を国の責務とする「人権擁護施策推進法」が施行され、この法に基づいて設置された「人権擁護推進審議会」は、1999（平成11）年7月に「人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申しました。これに基づき、2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国や地方公共団体の責務であると規定されるとともに、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、毎年、この計画に基づく施策の実施状況の報告と検証が行われています。また、この審議会が、2001（平成13）年5月に「人権救済制度の在り方について」答申したことを受け、人権侵害に対する新たな救済の仕組みなどを規定する法律制定の動きも続いています。

さらに、女性、子ども、高齢者、障害者、被害者、感染者などさまざまな人の人権を擁護するために、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「犯罪被害者等基本法」、「発達障害者支援法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「ハンセン病問題解決の促進に関する法律」などが日本国憲法の趣旨や国際的な流れを踏まえて制定されています。

(3) 長崎県の状況

長崎県は、「人権教育のための国連10年」国内行動計画の策定を受けて、1999（平成11）年5月に長崎県行動計画を策定し、「温もりと心の豊かさ」が実感できる社会の実現」のために、あらゆる場・あらゆる機会をとらえた人権教育・啓発を推進してきました。2001（平成13）年には「人権に関する県民意識調査」を実施し、行動計画の取組状況や社会情勢の変化などを踏まえ、2003（平成15）年に行動計画を改定しました。

2005（平成17）年4月に、人権に関する広報、啓発、教育、研修、相談、情報提供を行い、交流、連携を図る場として「長崎県人権教育啓発センター」を開設し、同年9月には、長崎県人権教育・啓発推進会議を設置して、人権教育・啓発を全庁的に推進する体制を整えました。

また、2006（平成18）年3月に「平成17年人権に関する県民意識調査」の結果などを踏まえて、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」と連携する「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。この計画に基づき、「温もりと心の豊かさ」が実感できる人権尊重社会の実現のために、人権教育・啓発活動の拠点である「長崎県人権教育啓発センター」を活用しながら、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場・あらゆる機会をとらえた人権教育・啓発を推進しています。さらに、「平成22年人権に関する県民意識調査」の結果や社会状況の変化、計画の進捗状況などを基に、2012（平成24）年2月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を改定しました。

(4) 長崎市の状況

長崎市は、1989（平成元）年3月に「長崎市民平和憲章」を制定し、互いの人権を尊重し、差別のない平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、その実現に取り組んできました。

また、1999（平成11）年9月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、性別にとらわれない男女平等社会の実現にも取り組んできました。

さらに、国連で、「人権教育のための国連10年」が決議され、国、県でも行動計画が策定されたことに伴い、2001（平成13）年3月に長崎市行動計画を策定して、人権に関する教育・啓発を総合的かつ効果的に推進してきました。

このようなか、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施が、国・地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、県内で最も早く、2004（平成16）年3月、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この基本計画では、「平和の希求と人権の尊重」を基本に、すべての人々がさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることで、社会全体の人権意識を高めるとともに、一人ひとりが、日常生活の中で、人権を尊重する態度を習慣として身につけて実行していただける社会の実現をめざすこととし、あらゆる場における人権教育・啓発を全庁体制のもとで推進してきました。

計画の策定から8年が経過するなかで、長崎市のまちづくりの基本となる第4次総合計画が策定され、また、女性、子ども、高齢者、障害者などに関する個別の基本計画等も改定されています。

図1 「人権」についての関心度（H22 人権に関する市民意識調査）

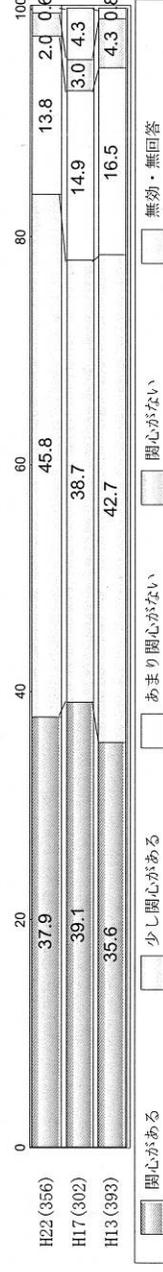
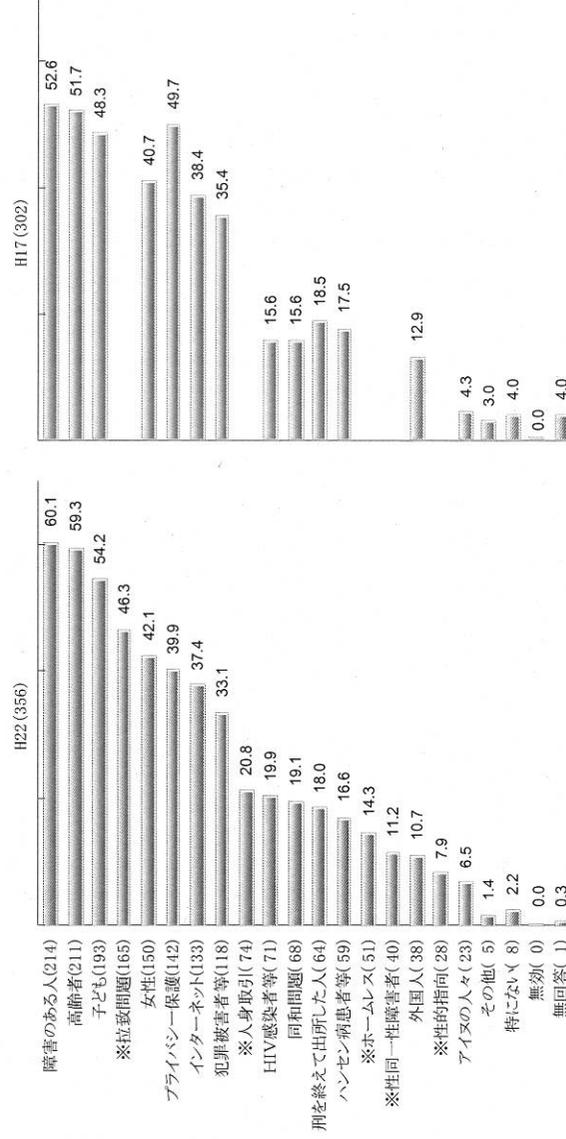


図2 関心のある人権問題（H22 人権に関する市民意識調査）



3 計画の位置づけ

(1) 国の法律等と連携した計画

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、長崎市が人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するための基本的な計画です。また、法に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や長崎県が策定した「長崎県人権教育・啓発基本計画」とは整合性を図りながら、連携して実施する計画としています。

(2) 長崎市総合計画を人権の視点から実現する計画

この基本計画は、長崎市第4次総合計画の基本施策「人権が尊重され、さまざまな分野で男女が参画する社会を実現します」の着実な実施を図るための計画で、市の人権教育・啓発に関する施策の方向を示すものです。重要課題の対象に関して策定される個別計画に対しては、それぞれの人権上の問題点と施策の方向を示し、それを実施することで人権が尊重された社会をつくるための計画であるとともに、基本計画の達成に向けて連携して取り組む計画です。

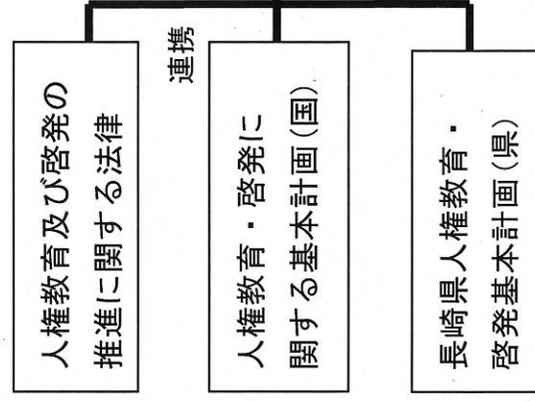
(3) 市民、事業者、市（行政）が取り組む計画

この基本計画は、市民、事業者、市（行政）の三者が目標や役割を自覚したうえで、連携して実施に向けて取り組む計画です。それぞれが主体的、自主的な取組を進めるとともに、互いにつながり、ネットワークを形成することでさらに力強く取り組むことをめざします。

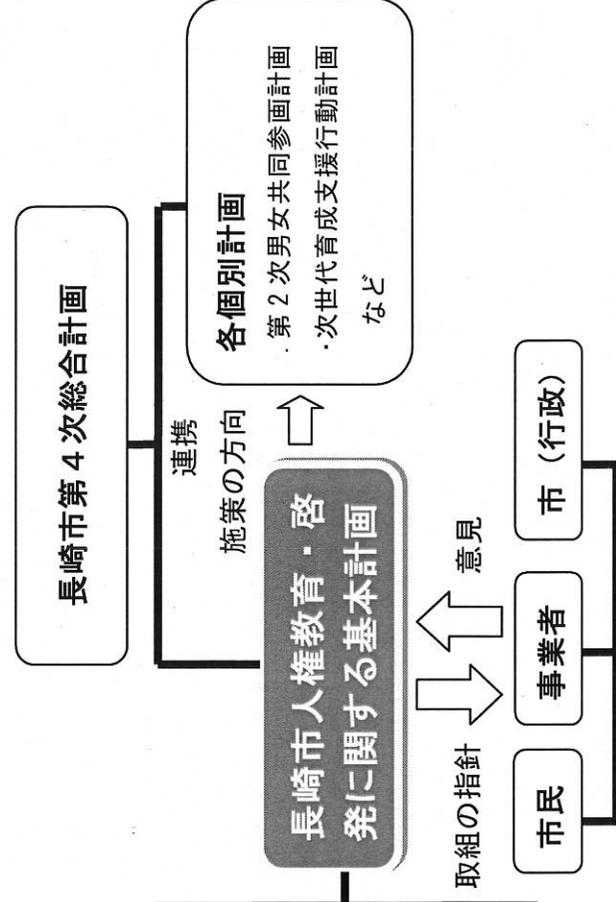
(4) 人権尊重社会の実現に向けた行動計画

この基本計画は、長崎市の人権尊重社会の実現に向けた基本理念と基本目標及び施策の方向を明確にし、全ての部局が連携して、具体的な取組と数値目標により目標の達成を進行管理していく計画です。この計画の推進により、日常生活の中に、人権尊重の理念に基づく「人権文化」を育んでいきます。

《国・県》



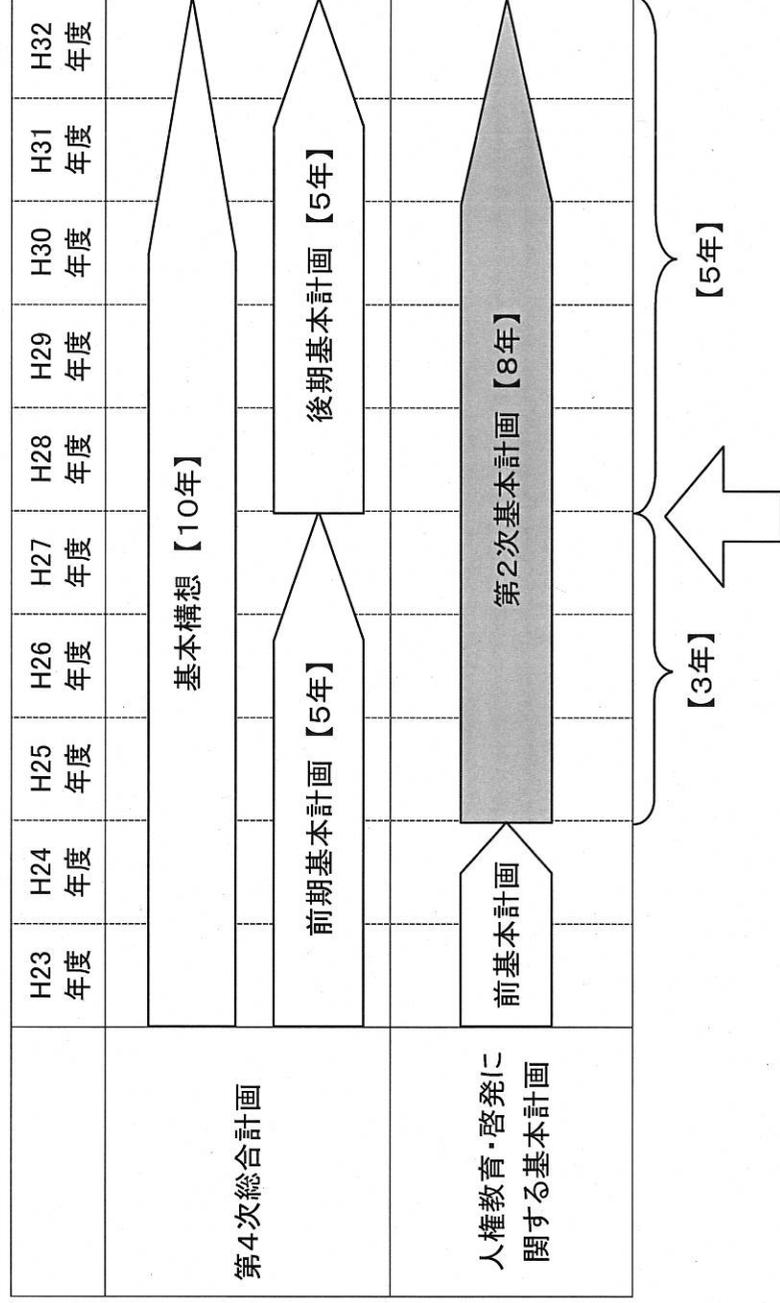
《市》



4 計画期間

基本計画の期間は、長崎市第4次総合計画との整合性を図り、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

数値目標については、社会情勢の変化や計画の進捗状況に対応させるため、平成28年度から32年度までの目標値を平成27年度に見直します。



第2章 計画によりめざす姿

1 基本理念

一人ひとりが認め合い、人が人を大切にす「希望あふれる人間都市」の実現

人権とは、国籍や性別、年齢、出身などに関わらず誰もが生まれながらに持っている権利で、一人ひとりの生命や自由、平等を保障し、私たちが人間らしく幸せに生きていくために欠かすことのできない権利です。世界人権宣言では差別的禁止やすべての人の自由・平等の原則が定められ、日本国憲法は国民の基本的人権を保障するなど、「人権尊重の精神」は人類の基本的ルールとなっています。しかし、人権を守る取組みが長年にわたって行われる一方で、私たちの日常生活の中には、人権が十分認識され、守られているとはいえない状況もあります。

人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が共に尊重されることが必要で、そのためには、一人ひとりが「自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、自分の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」を持つことが重要です。

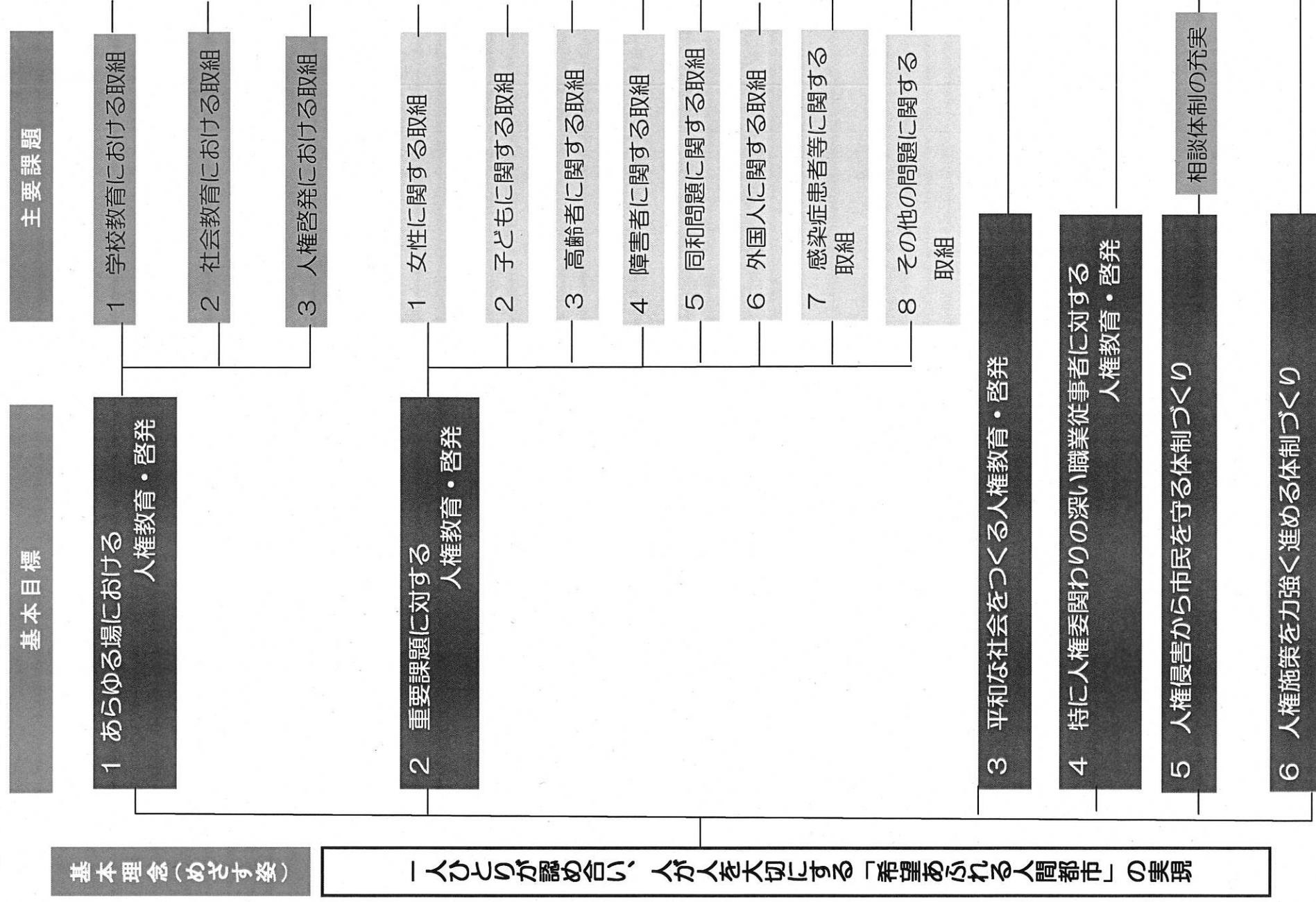
長崎市は、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの指針となる第4次総合計画を策定し、その中で、将来の都市像を『個性輝く世界都市』と『希望あふれる人間都市』としました。『個性輝く世界都市』とは、長崎ならではの価値を世界へ発信し、長崎にしかできない役割を果たし「世界の長崎」としての存在感を示すような都市で、『希望あふれる人間都市』とは、人間性や個性が尊重され、他者を思いやり支え合いながら、誰もが豊かでいきいきと暮らせる、市民が主役である都市のことです。

長崎市は、約440年前の開港以来、西洋に開かれた唯一の窓口として、海外や国内の人や文化が交流する場所でした。そして、そのような「交流」が長崎に独特な文化や感覚を生みだし、現在に引き継がれています。長い歴史の中で培われてきた「様々な人や文化と交流し、受け入れ、認める」という長崎の良さを守り続け、国籍や性別、年齢、出身などの違いにとらわれることなく、一人ひとりが互いを認め合い、子どもから高齢者まで、それぞれの人が他の人を大切にするまちをつくりていきます。

また、長崎市は、原爆被爆の惨禍から復興し、核兵器廃絶と世界恒久平和への強い思いを発信し続けるなど、戦後の日本の平和をリードしてきた都市でもあります。人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現こそが人権の尊重につながるのと考えると、核兵器のない平和な世界を実現するために豊かな人権感覚を持った市民を育てていきます。そして、先人たちが幾多の困難を乗り越えて私たちに手渡してくれた「人権」と「平和」を私たちの社会にしっかりと根付かせ、後世の人たちに引き継いでいきます。

そのために、すべての人が人権を身近な問題であると認識し、さまざまな人権について理解し、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に現れるような人権教育や啓発を市民、事業者、行政などが互いにつながりながら推進していきます。

2 基本目標と取組の体系図



施策の方向

- ①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成 ④教職員の資質向上の促進
- ②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施 ⑤教育相談事業の充実
- ③体験活動や交流活動を通じた教育の推進

- ①地域や家庭における人権教育の推進 ③人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実
- ②社会教育施設における人権教育の推進 ④人権に関する関係団体との連携・協働

- ①市民への効果的な啓発の実施 ③職場の人権意識を高める取組の充実
- ②関係団体との連携 ④人権に配慮した職場環境の整備促進

- ①男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進 ③男女間の暴力（DV、セクハラ）への対策の推進
- ②男女が共同参画できる社会の実現

- ①子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進 ③さまざまな問題への相談体制の充実
- ②心身ともに健やかな子どもの育成

- ①高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備 ③高齢者の権利擁護の推進
- ②高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

- ①障害者への理解を深める教育・啓発の推進 ③障害者の権利擁護の推進
- ②障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

- ①同和問題への理解を深める教育・啓発の推進 ②差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携

- ①外国人とともに暮らす環境づくり ②外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実

- ①感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進 ②相談体制の充実と関係機関との連携

- ①さまざまな問題への理解を深める教育・啓発の推進 ②被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

- ①被爆の実相の継承と平和学習の充実
- ②核兵器廃絶に向けた平和メッセージの発信と平和意識の高揚
- ③平和な世界をつくる平和ネットワークの構築と国際交流・市民活動の充実

- ①研修や啓発資料等による教育・啓発の充実

- ①相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知 ③関係機関の連携による機能強化
- ②相談、救済体制の充実

- ①指導者となる人材の育成 ③関係機関や団体相互の連携
- ②効果的内容と手法の検討 ④マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供

第3章 計画を実現させるための方策

一人ひとりの市民が人権を尊重することの重要性を正しく認識したうえで他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会を実現するためには、人権教育や人権啓発をねばり強く実施する必要があります。

人権教育は、人権尊重の精神を着実に養い育てることを目的とする教育活動で、学校の教育活動全体を通じて行われる学校教育や、生涯学習の視点に立って学校外で行われる社会教育によって行われています。人権啓発も同じように人々の人権尊重の精神を養い育てるための広報その他の啓発活動で人権教育を除く活動とされています。これら人権教育や人権啓発が、あらゆる場で、それぞれの人の発達段階に際して実施される必要があります。また、その際には、実施主体が連携して多様な機会を提供すること、発達段階に応じた効果的な手法を取り入れること、押しつけにならず市民の自主性を尊重すること、実施する側が中立性を確保することなどが求められています。

ここでは、計画を実現させるための具体的な方策について、人権一般の普遍的な視点から考える「あらゆる場における人権教育・啓発」、具体的な人権課題に即した個別的な視点から考える「重要課題に対する人権教育・啓発」、人権と平和の視点から考える「平和な社会をつくる人権教育・啓発」、人権と職業の視点から考える「特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発」という観点で整理しています。さらに、増加傾向にある人権侵害から市民を守る体制づくりとして「相談体制の充実」、人権施策を力強く進める環境づくりとして「計画の効果的な推進を図る方策」について具体的な方策を示しています。

1 あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校教育における取組

【これまでの取組】

学校教育については、憲法や教育基本法に示された基本的な人権尊重の精神を育成することが戦後一貫して求められてきました。長崎県では、1978（昭和53）年に長崎県同和教育基本方針が策定され、これを受けて、長崎市教育委員会は1979（昭和54）年に「長崎市立学校における同和教育の推進に関する基本的な考え方」を示しました。幼稚園や小・中学校（以下「学校（園）」と表記）では、これらの考え方に基づいて、部落差別の解消を目指す教育が推進され、学校（園）における同和教育が人権を尊重する教育の中枢を担ってきました。その後、社会の急激な変化と人権問題への関心の高まりを背景に、さまざまなる人権問題が教育上の課題として取り上げられるようになり、あらゆる差別や偏見の解消をめざす人権教育が行われるようになっていきます。「長崎県同和教育基本方針」は、2009（平成21）年に「長崎県人権教育基本方針」に改定されました。それを受けて、長崎市も、さまざまなる人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であると考え、あらゆる差別の撤廃に向けた同和教育の理念や取組を受け継ぎながら、人権教育の推進を図っています。

また、人権尊重の精神が平和な社会の基盤であり、平和な社会の実現が人権の尊重につながるとの考えに基づき、長崎市では平和教育を重点的に推進しています。学校活動全体を通して平和教育の視点に立った教育を行うことで人権尊重の基礎を培い、差別のない学級・学校づくりを目指しています。

女性に関する問題については、1998（平成10）年に、長崎市教育委員会が「長崎市立幼稚園及び小・中学校における男女平等教育の推進について」を示し、男女平等教育を推進してきまし

た。保健体育科や技術・家庭科など従来男女別に行われてきた授業も男女共修が原則となり、男女が区別されるのは健康診断などの限られたもののみになっています。

子どもに関する問題については、1989（平成元）年に、国連が、18歳未満のすべての子どもが一人の人間として尊厳を持って生きていくための権利を総合的に保障する「児童の権利に関する条約」を採択したため、その趣旨の周知に努めています。また、小・中学校などにおけるいじめや不登校をなくすために、一人ひとりの子どもの人権意識を高めるとともに、1998（平成10）年から各種相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。

高齢者に関する問題については、地域の高齢者との交流活動や疑似体験によって高齢者の気持ちや体の状態を理解するためのさまざまな活動が取り入れられています。

障害者に関する問題については、1961（昭和36）年に長崎市立小学校に初めて特殊学級（現、特別支援学級）が設置され、1979（昭和54）年には養護学校（現、特別支援学校）の設置が義務化されました。また、1981（昭和56）年の国際障害者年を契機に、障害者への理解を深めるための積極的な交流教育の取組が開始されました。さらに、2007（平成19）年から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。加えて、各種障害者団体の協力で、小・中学校において「手話教室」「車椅子体験」「啓発講話」なども取り入れられています。

同和問題に関しては、本市教育委員会が作成する、各教科・道徳・特別活動の年間をととした学習指導計画である「指導計画書」の中に、人権・同和教育推進の視点を示し、カリキュラム全体の中にもそれを位置づけてきました。また、市立小・中学校においては、毎年作成する人権・同和教育の全体計画を基に児童生徒への指導、授業研究、教職員への研修を行い、さらに本市教育委員会が教職員への研修や啓発資料・指導資料の作成・配付などを行っています。

外国人に関する問題については、外国人との交流を通して外国の言語や文化への理解を深め、国際理解の感覚を養うために、1988（昭和63）年から、長崎市立中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、2000（平成12）年には、市内在住の外国人を小学校に派遣するハローイングリッシュ事業を開始しています。

【現状と課題】

○幼児、児童、生徒、学生の豊かな人間性や社会性を調和させて育成することが人権教育の目標であり、保育所では保育所保育指針、幼稚園では幼稚園教育要領、学校では学校指導要領に基づいて人権教育が行われています。子どもたちの人権感覚と人権尊重の態度を養うためには、それぞれの発達段階に応じて、保育所や学校教育活動全体を通じて、公正、中立の立場から、一人ひとりを大切にされた教育が行われなければなりません。また、子どもがさまざまな人権問題を知識として理解するだけでなく、日常生活において人権を大切にしている態度や行動をとれるような人権感覚を養うことが求められています。

○子どもたちが人権について理解し、人権を尊重する行動をとれるようにするには、学校だけでなく、子どもたちが生活する身近な環境でさまざまな人権教育を継続して行うことが重要です。そのため、家庭、学校、地域社会や関係団体が連携して行う人権教育が求められています。

○子どもや保護者がさまざまな人権問題を正しく理解するための啓発資料を配布し、教職員が利用する指導資料を作成しています。それぞれの子どもの年代の子どもたちがさまざまな人権感覚を身に付けるための効果的な学習方法や教材について検討し、資料の充実を図ることが求められています。

○子どもたちが「自分を大切にするとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を身に付け、日常生活の中で他の人を思いやり、その人の人権を尊重することができるようになるには、さまざまな人との交流や多様な体験をとおして社会性や豊かな人間性を育むことが必要です。そのため、ボランティアなどの社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験による学習や、高齢者や障害者などとの交流による学習が取り入れられています。今後、そのような学習により子どもたちに人権感覚を体得させることが求められています。

○幼稚園や学校での人権教育において最も重要な役割を担うのは教職員で、子どもたちの指導にあたる教職員は人権尊重の理念を十分体得していただければなりません。教職員の資質の向上を図り、学校の人権教育を充実させるために教職員への研修や研究活動を行っています。今後、教職員の人権感覚と技能を磨く参加型の研究や、研究授業を中心とした実践的な研究を進めるとともに、教職員を対象とした研修内容の充実と参加促進を図る必要があります。

○それぞれの発達段階に応じた人権教育が行われる一方で、学校等におけるいじめや不登校はいまだ社会の大きな問題となっており、非行や暴力なども発生しています。また、情報化社会の進展によりインターネットや携帯電話によるトラブルが発生しています。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行い、その他の問題に関しても問題発生防止と発生後の迅速な対応に努めています。また、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制を充実する必要があります。

【施策の方向】

子どもがさまざまな人権問題を知識として理解するだけにとどまらず、日常生活において人権を大切にすることで態度や行動をとれるような人権感覚を身につける人権教育を、保育所や幼稚園、学校などで推進します。

① 子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成

それぞれが発達段階に応じて、保育所や幼稚園、学校の活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性を調和させて育成する人権教育を行います。

② 家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施

学校だけでなく、子どもたちが生活する家庭や地域社会などと連携して、継続した人権教育を行います。

③ 体験活動や交流活動を通じた教育の推進

子どもが、さまざまな人との交流や多様な体験を通して社会性や豊かな人間性を育むために、体験活動や交流活動を取り入れた人権教育を行います。

④ 教職員の資質向上の促進

効果的な人権教育を行うために、子どもに関わる教職員などの資質の向上を図る研修や実践的研究を充実します。

⑤ 教育相談事業の充実

いじめや不登校、非行、暴力をはじめとする子どもが抱えるさまざまな問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るため、各種相談員を配置して教育相談事業を充実します。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	基準値 (H23年度)		直近値 (H23年度)		目標値 (H29年度)		所管課
			小学校 92.4%	中学校 82.5%	小学校 92.4%	中学校 82.5%	100%		
人権教育全体計画の推進による生命や人権・平和を尊重する心の育成	市立小・中学校児童生徒	生命や人権・平和を尊重する心が育つと回答する子どもの割合	小学校 92.4%	中学校 82.5%	小学校 92.4%	中学校 82.5%	100%	学校教育課	

(2) 社会教育における取組

【これまでの取組】

近年の社会情勢の変化に伴い、さまざまな人権課題が生じているなか、社会教育においては、基本的人権の尊重を基調とする多様な学習機会の充実を図るとともに、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権意識の高揚に努めてきました。

具体的には、2004（平成 16）年 3 月策定の「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、公民館などの身近な社会教育施設で、市民を対象とした人権に関連する講座や研修会、講演会、映写会などを開催し、人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権感覚を身につけるため、社会教育活動を通じて、さまざまな手法の効果的な人権に関する学習機会の充実・推進に努め、啓発資料の配布も行ってきました。

また、家庭教育の役割を十分に果たしていただけるよう、PTA 役員研修会や、公民館における家庭教育学級・育児講座等の機会を通して、保護者への人権教育・啓発を行い、地域においては、あいさつ運動などの地域活動を通じて、他者との好ましい人間関係づくりを中心とした人権教育・啓発を展開してきました。

さらに、家庭・学校・地域等への人権教育が進展するよう、1994（平成 6）年に設置された「長崎市同和教育推進協議会」を 2006（平成 18）年から「長崎市人権教育推進協議会」と名称を変更し、市の担当部局及び各関係機関・団体が連携、協力しながら、効果的な人権教育・啓発を推進するための情報交換などを行っています。その結果、講演会や研修会の開催時に連携を取り合うなど協力関係も深まり、機能的な人権教育の推進が図れるようになってきました。

【現状と課題】

○地域では、そこに暮らす人々の生き方や姿勢を認め合い、真に人権が尊重される地域づくりを推進することが求められています。地域で人権教育を行うことは、日常生活における実践的な人権感覚を培うことにつながります。しかし、地域の人間関係が希薄化する傾向にあるなか、孤独死や虐待など新たな人権課題も生じています。地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけるなど、地域の実情をふまえた人権教育の推進が重要で、各関係機関や団体への事業の協力の協力を通じて、共通理解を通して人権教育を推進する必要があります。

○子どもの人格は、その成長過程において多くが家族との触れ合いの中で形成され、家庭は人権教育を推進するうえで最も基本的で重要な場といえます。なかでも、保護者をはじめとする大人が生命の尊さや人権を尊重する考え方や態度を子どもに示していくことが重要で、人権について大人と子どもが率直に話し合い、家族を基本とした心の通い合う豊かな人間関係を築き上げることも必要です。人権教育の重要度が増しており、保護者や P T A に対しては、人権意識に基づいた学習支援を行っていますが、今後も充実していく必要があります。

○多様な価値観や個人を重んじる志向が強まるなかにあって、人権尊重の意識を高めるために、学習機会の継続的な提供を行っています。参加者が固定化する傾向があります。生涯学習の視点に立って、あらゆる年代を対象とした人権に関する学習機会の充実を図っていくとともに、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成するため、各種の社会教育活動を通じて、参加体験型の活動や身近な課題を取り上げるなど創意工夫して推進する必要があります。

【施策の方向】

日常生活の中で身近な人権教育の場である地域や家庭において、地域での活動やPTA研修会、社会教育施設などのあらゆる場で、人権の視点を踏まえた社会教育を推進します。

① 地域や家庭における人権教育の推進

自治会、老人会、子ども会などの地域での活動やPTA研修会の機会をとらえ、方法や内容を工夫し、人権の視点を踏まえた学習機会の充実を図ります。

② 社会教育施設における人権教育の推進

公民館などの社会教育施設で、人権に関する学習会や人権尊重の理念を取り入れた講座を開催します。また、人と人との関わりを学ぶ場として、体験活動や交流活動を実施します。

③ 人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実

さまざまな場面で活用できる人権に関する啓発資料を配布することで、人権問題への理解を深め、人権感覚を高めます。

④ 人権に関する関係団体との連携・協働

人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、PTAなどの社会教育関係団体や関係機関との連携や協働を進めます。

【事業の進行を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標		所管課
			基準値 (H23年度)	直近値 (H23年度)	
社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習機会の提供	市民	講座の参加者数	675人	675人	生涯学習課 中央公民館
				750人	

(3) 人権啓発における取組

【これまでの取組】

長崎市は、2002（平成14）年4月に「人権啓発室」を設置し、市役所内部の調整や外部団体等との連携を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重するための人権啓発事業を推進してきました。人権問題に関する講演会・研修会の開催や人が集まるさまざまな機会を利用した啓発活動、リーフレット・広報紙などの資料配布による啓発を市民、企業、団体等に対して行い、人権意識を高める取組を進めています。

企業や団体等は、雇用の創出や地域の発展に寄与する点で重要な役割を果たす一方、社会的責任や社会貢献が問われる立場でもあります。企業では、リストラや過労死、採用時における差別、雇用条件や雇用環境における差別など企業や事業主の人権意識が問われる問題が発生し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性的マイノリティとされる人々の人権が脅かされる問題などもおこっています。各企業は、人権問題に関する職場研修の実施や講演会等への参加など従業員の人権意識を高める取組を行い、長崎市は、関係機関と連携して企業に対するセミナーや各種施策などの情報提供を行っています。

また、長崎市では、公的機関が率先して職場環境を整備して企業や団体等に示すことにより、企業等の職場が人権に配慮したものとなるよう、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする職場の人権侵害を防止する取組を積極的に進めています。

【現状と課題】

○市民が、人権について正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるようになるために、さまざまな人権問題に関する講演会や研修会などを開催していますが、平成22年度市民意識調査では人権についての講演会などに参加したことがある人の割合は19.4%でした。講演会などの内容を充実させるとともに、市民が参加しやすい環境を整備することが求められています。また、講演会等を開催するだけでなく、人が多く集まる機会を利用した啓発活動を実施する必要があります。

○啓発冊子やパンフレット、広報紙やインターネットなどを活用して市民に広く啓発を行っています。平成22年度市民意識調査では、新聞や雑誌、テレビやラジオ、県や市町の広報紙・パンフレットで人権に関連した記事を読んだことのある人の割合がいずれも50%を超えています。そのような啓発方法を積極的に活用するとともに、インターネットや携帯電話などのIT関連技術を活用した啓発にも力を入れる必要があります。

○さまざまな人権問題についてあらゆる機会を活用した人権啓発ができるように、県や法務局、民間団体などと情報を交換しながら連携して市民への啓発を行っています。今後さらに効果的な啓発活動を行うためにさまざまな団体や関係機関との連携を強化していくことが求められています。

○職場では、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの人権侵害が問題となり、職場以外でもさまざまな人権問題が発生しています。事業主を含め雇用される人全員が人権について正しく理解し人権尊重の意識と態度を身に付けていくには、職場における人権教育、啓

発を積極的に行う必要があります。また、企業が自ら人権教育・啓発に取り組みでいけるよう、市は、経済関係団体等に要請し、企業の人権への取り組みを国や県、関係団体と連携して行うなど積極的に支援する必要があります。

○長崎市には性別による偏った採用などを実施する企業や障害者の法定雇用率を満たしていない企業があり、また、長引く景気低迷によるリストラなどで女性、高齢者、障害者が対象になることも危惧されています。企業は、女性や障害者、高齢者、同和地区出身者などに関わらず、すべての人に雇用機会や雇用条件を平等に与えるよう求められており、雇用に関して企業や事業主の人権意識を高める必要があります。また、一定規模の事業所には、雇用に関わるさまざまな人権問題に対応する「公正採用選考人権啓発推進員」が配置されているため、その積極的な活用を図るとともに、配置されていない企業でも公正な採用等が行われるように働きかける必要があります。

【施策の方向】

市民の人権問題への理解を深め、人権意識を高めるため、関係機関と連携して効果的な啓発活動を行うとともに、企業や団体における人権啓発の支援を推進します。

- ① 市民への効果的な啓発の実施
講演会や研修会の開催、啓発資料の配布、人が集まる機会を利用した啓発活動などを、内容や方法を工夫して効果的に実施します。
- ② 関係団体との連携
県や法務局、民間団体などの関係する機関や団体と情報を交換しながら、連携して、あらゆる機会を活用した啓発を行います。
- ③ 職場の人権意識を高める取組の充実
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとした職場の人権に関する理解を促進するとともに、その他の人権意識を高める取組を職場で充実するための支援を行います。
- ④ 人権に配慮した職場環境の整備促進
公平な雇用機会や雇用条件を提供できる人権に配慮した職場環境の整備を促進するための教育・啓発を行います。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	基準値	直近値	目標値	所管課
			(H21年度)	(H23年度)	(H27年度)	
人権施策に活かすための市民意識調査の実施	市民	人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	25.9%	10.8%	21.0%	人権啓発室

2 重要課題に対する人権教育・啓発

(1) 女性に関する取組

【これまでの取組】

日本国憲法では個人の尊重と法の下の平等がうたわれていますが、実際には固定的な性別役割分担意識が根深く存在し、女性が不利益を受けている状況があります。男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画できる社会を作ることが必要であることから、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が行われています。

1975（昭和50）年、国際連合が提唱した「国際婦人年」に女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」が採択され、それを受けて日本では、1977（昭和52）年に「国内行動計画」が策定されました。1979（昭和54）年には、国連で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女性差別撤廃条約）」が採択され、日本も1985（昭和60）年に批准しました。その間、「国籍法」、「戸籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」の制定など国内法が整備され、1999（平成11）年には、人権の尊重を男女共同参画社会の根底をなす最も重要な基本的理念と位置づけた「男女共同参画社会基本法」や翌年には基本計画が策定され、男女共同参画社会の実現を目指した積極的な取組が展開されてきました。また、男女が共に職場、家庭、地域でいきいきと多様な生き方が選択、実現できる社会をつくるために、2007（平成19）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

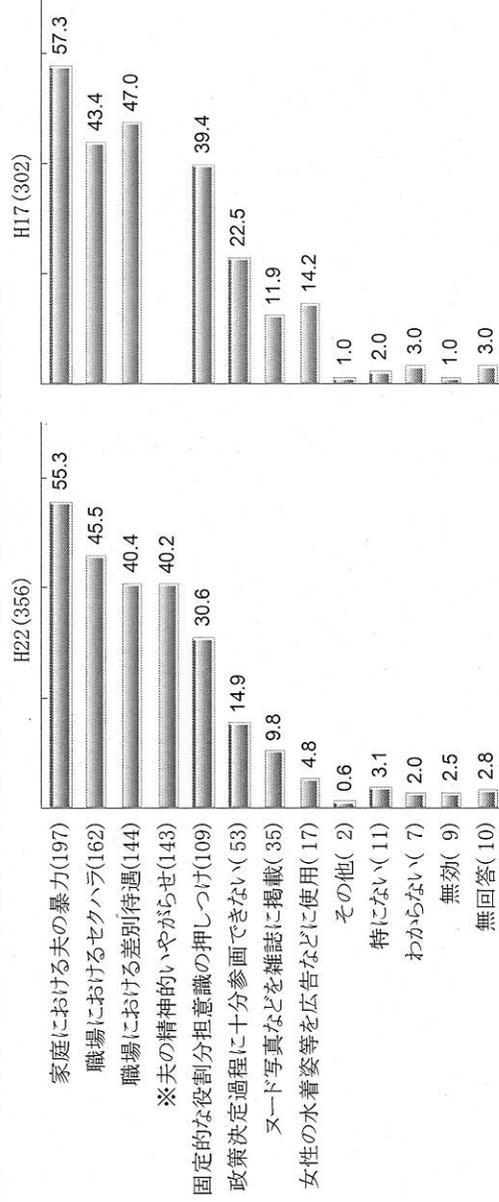
このような流れを受けて、長崎市は、1984（昭和59）年に婦人対策担当を、翌年「長崎市婦人問題懇話会」を設置するなど女性の地位向上と福祉の増進を図る施策を推進してきました。その後、1992（平成4）年に女性の活動拠点として女性センターを開設し、「あじさい男女平等推進プラン」などの策定を経て、1999（平成11）年に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、市民や事業者と一体となった男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、「男女共同参画社会基本法」や国の基本計画などを受けて、2001（平成13）年に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、2002（平成14）年には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行しました。「長崎市男女共同参画計画」は、その後2回の見直しを経て、2011（平成23）年から、第2次計画となっています。

また、女性の人権を侵害するものとして、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や親密な関係にあるパートナーからの暴力。以下、DVと表記）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）などが大きな社会問題となっており、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（2000年）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001年）」などの法が整備されました。これを受けて2009（平成21）年には、「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、2011（平成23）年に、長崎市男女共同参画推進センター（アマランス）の従来の相談窓口に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持たせるなど、更なるDV被害者の支援に努めています。

表1 男女平等、固定的役割分担意識について（市民意識調査）

	平成17年度	平成20年度	平成23年度
男女平等だと感じている市民の割合	19.4%	22.1%	33.6%

図3 女性に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○「男女共同参画社会基本法」の施行などにより男女の人権が尊重され、共に参画する社会づくりに進められてきましたが、市民の意識や行動、社会制度や慣習のなかには、性別による差別やそれに基づく固定的な役割分担意識が根強く残り、女性の活動の場の選択に影響を及ぼしています。男女平等、男女共同参画の意識を浸透させるために、市民への啓発や教育をあらゆる場所で継続して行う必要があります。

○男女雇用機会均等法が施行され、雇用形態や賃金における性別による格差を解消する取組みなどが進められてきましたが、依然として男女間の格差が生じており、女性の社会参画に影響がでていきます。性別に関わらず、誰もが、あらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会をつくっていくことが重要です。

○女性の労働力への需要が高まる一方で、家事や子育て、介護などといった地域や家庭における役割が女性に集中する傾向も続いており女性の負担が増加しています。女性も男性も社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たす一方で、家庭や地域において、子育てや介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようにするため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

○家庭におけるDVや職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと表記）の他にも、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの女性に対する暴力事案が大きな社会問題となっており、長崎市も「DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定してDV対策を推進するなど暴力に対する取組を展開しています。女性の人権を大きく阻害する暴力について、予防のための啓発や教育を若年層も対象として継続して行う必要があります。

【施策の方向】

「長崎市男女共同参画推進条例」、「第2次長崎市男女共同参画計画」、「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」に基づき、男女共同参画社会を実現するための施策や、女性の人権を守る取組を推進します。

- ① 男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進
 女性も男性も一人の人間として等しく尊重され、性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる社会を実現するために、男女共同参画についての意識を高める教育・啓発に取り組みます。
- ② 男女が共同参画できる社会の実現
 家庭や地域、職場などあらゆる分野で、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる社会づくりを促進するために、関係機関への働きかけや情報発信を行います。
- ③ 男女間の暴力（DV、セクハラ）への対策の推進
 暴力を許さない環境づくりのための取組みとして、DVやセクハラへの相談体制の充実及び未然防止のための意識啓発を推進します。

【事業の進行を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標			所管課
			基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)	目標値 (H27年度)	
男女共同参画推進センター主催講座や地域、団体等への派遣による男女共同参画に関する啓発講座の開催	市民	参加者数	5,953人	5,799人	6,500人	男女共同参画室

(2) 子どもに関する取組

【これまでの取組】

1989（平成元）年、国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も1994（平成6）年に批准しました。この条約は、18歳未満の子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重するとともに、大人から発達を支援され、保護されなければならないとして、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を総合的に保障しています。

日本では、少子化、核家族化、共働き家庭の一般化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、虐待をはじめとする子どもの人権を脅かす問題も発生しています。そのような中で、子どもの人権を守るため、1998（平成10）年に児童福祉法が改正され、2000（平成12）年には「児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法と表記）」が施行され、その後の改正を経て制度の充実が図られました。また、少子化社会に対応するため、2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代を担う子どもへの育成を支援することになりました。さらに、子どもが犯罪に巻き込まれるケースやインターネットなどによる人権侵害が深刻化したことを受けて、出会い系サイト規制法（通称）や青少年インターネット環境整備法（通称）なども整備されています。長崎市では、社会全体で、子どもと子育て家庭を支援するために、1998（平成10）年に「長崎市子育て支援計画」を策定しました。その後、2005（平成17）年に「長崎市次世代育成支援行動計画」の「前期計画」を、2010（平成22）年には「後期計画」を策定し、子育て家庭への支援や子どもが育つ環境の整備など、子育て・子育てに関わる施策を子どもの人権に十分配慮しながら総合的かつ計画的に推進しています。

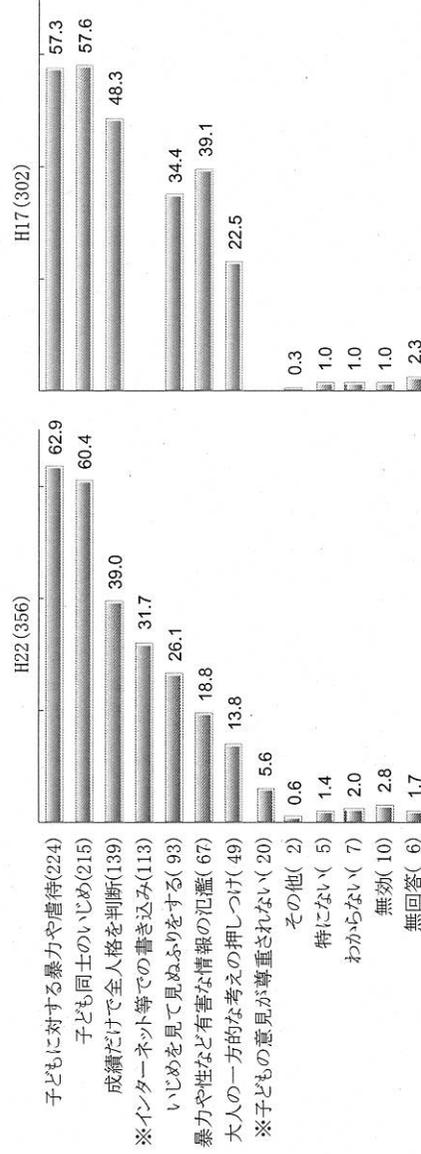
そのようなかで、平成15年度に「こども課（平成18年度から子育て支援課に変更）」を、平成18年度には「こども部」を設置し、子どもに関する施策を総合的に行う体制を整備しました。児童福祉法の改正により、平成17年度から、児童相談所で実施していた児童虐待をはじめとする相談業務については、住民に身近な市町村が一義的な窓口と位置づけられ、保護者や関係機関等からの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。児童虐待に対しては、「親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」により関係機関との連携を強化して取り組むとともに、児童虐待防止のためのマニユアルの作成や研修会の開催により市民に周知啓発を図るなど、さまざまな施策を展開しています。

学校などでは、いじめや差別、不登校、非行や暴力のない安心して通える明るい学校をつくるために、家庭や地域、関係団体と連携しながら、子どもたち一人ひとりの人権感覚と人権尊重の態度を養う人権教育を行い、子どもや保護者が必要な時に相談できるよう相談体制の充実を図っています。さらに、地域社会では、家庭や地域の団体、学校などが連携して子どもが健全に育つ環境づくりに取り組んでいます。

表2 児童虐待、いじめなどの件数推移

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
児童虐待相談対応件数（※H18年度は受理件数）	※100件	109件	96件
いじめの認知件数	1,302件	1,359件	860件

図4 子どもに関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○全国的な少子化傾向の中で、核家族化や共働き家庭の一般化により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子育て力の低下が懸念されています。子どもの基本的人権の尊重と保護を目指す「児童の権利に関する条約」に基づき、すべての子どもが安心して自分らしく生活し、社会に参加できることが重要です。その環境を整えるため、社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりや多様なニーズに対応した保育サービスの提供、家庭・学校・地域が連携し一体となった教育を行っています。また、子どもの人権を保障するには、保護者をはじめとする大人が子どもの人権について正しく理解する必要があるため、家庭や地域に対する教育や啓発を今後も充実することが求められています。

○子育て支援施設、保育所、幼稚園、学校、地域などで、それぞれの発達段階に依りて、子どもが自分自身を大切にすることを思いやる心を育てていけるような人権教育を日々の生活の中で行っていきます。その際、子どもに関する施設の職員や地域で子どもに接する人々の果たす役割は大きいことから、そのような人が、さまざまな人権問題について理解し、認識を深め、人権意識を自らのものとする研修等を充実する必要があります。また、子どもの人権を侵害する体罰なども社会問題となっており、子どもの人権を尊重することを最優先にして子どもに接することが求められています。

○子どもに関する問題としては、有害な情報や物品がインターネットや携帯電話等で簡単に手に入る環境となり、児童買春や児童ポルノ、覚せい剤をはじめとした薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が発生しています。また、県内の非行少年の数は減少傾向にありますが、刑法犯や不良行為等で補導される子どもは後を絶たず、子どもに関わる学校や家庭での暴力行為も依然として問題になっています。子どもが犯罪や非行、暴力などに関わることなく成長し、心身ともに健全な自立した大人になるために、大人への円滑な成長を支援する教育を行うとともに、青少年を健全な環境で育てるための家庭、学校、地域が一体となった取組を充実する必要があります。

○インターネットや携帯電話の普及で、悪質な書き込みなどの人権侵害や個人間のトラブルなどが発生しています。情報化社会で正しく行動するための考え方や態度を養う情報モラル教育や情報を使いこなす力をつけるための教育が必要です。

○全国的に保護者による児童虐待が増加するなか、長崎市の児童虐待相談件数は平成17年度をピークに減少しているものの、延対応件数は増加し、家庭状況の改善に至るまでに多くの対応を要する複雑困難なケースが増加しています。虐待の防止と早期発見、早期対応が求められており、そのために、市民への啓発と相談・支援体制の充実を図る必要があります。

○小中学校を中心とするいじめや不登校は、長崎市では減少傾向にありますが依然として発生しており、平成22年度の市民意識調査でも関心が高くなっています。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行っています。いじめや不登校をなくすために、あらゆる場所で子どもの人権意識を高めるための教育を行うとともに、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備し、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制を充実する必要があります。

【施策の方向】

子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、「長崎市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備する施策や、子どもの人権を守る取組を推進します。

- ① 子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進
子育て支援や学校等での保育、教育の実施により子どもの成長を育む環境を充実するとともに、さまざまな機会を利用して保護者や地域に対して、子育てや子どもの人権について教育・啓発を行います。
- ② 心身ともに健やかな子どもの育成
子どもの人権意識を高める取組を進めるとともに、子どもが犯罪や非行、暴力などに関わることなく心身ともに健全な自立した大人に成長するための教育や、環境を整える取組を行います。また、子育て支援や教育、保育に携わる職員に対する研修を充実します。
- ③ さまざまな問題への相談体制の充実

児童虐待やいじめをはじめとする子どもの人権に関するさまざまな問題の発生防止と早期発見、早期対応を図るために、子どもに関わるさまざまな機関に対する研修などの啓発活動をを行うとともに、関係機関と連携して支援を必要としている家庭に対する相談・支援体制の充実を図ります。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	基準値	直近値	目標値	所管課
			(H21年度)	(H23年度)	(H27年度)	
要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援	要保護児童	児童虐待相談で改善や他機関につないで支援が終了した割合	81.2%	74.0%	85.0%	子育て支援課
いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応	児童生徒保護者	対応件数	4,640件	4,944件	5,240件	教育研究所

(3) 高齢者に関する取組

【これまでの取組】

世界的な高齢化の進行に伴い、国連は、1982（昭和57）年に高齢者対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択し、1991（平成3）年には「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を高齢者の人権を保障するための5原則とした「高齢者のための国連原則」を採択するなどとして各国に高齢者に対する取組を求めてきました。

日本は、世界に例を見ない速さで本格的な高齢社会が到来しており、すでに人口の5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。そのような中で、国や社会全体で高齢社会対策を総合的に推進するために、「高齢社会対策基本法（1995年）」や「高齢社会対策大綱（1996年）」などを策定し、2000（平成12）年には、高齢者介護を社会全体で支えることなどを目的に介護保険制度を導入しました。また、高齢者の人権を保障するために、認知症高齢者等の権利と財産を守る「成年後見制度の創設（2000年）」、地域包括支援センターによる相談や権利擁護に向けた体制を整備する「介護保険法の改正（2005年）」、高齢者虐待防止への取組を強化する「高齢者の虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法と表記。2006年）の施行」などが行われました。

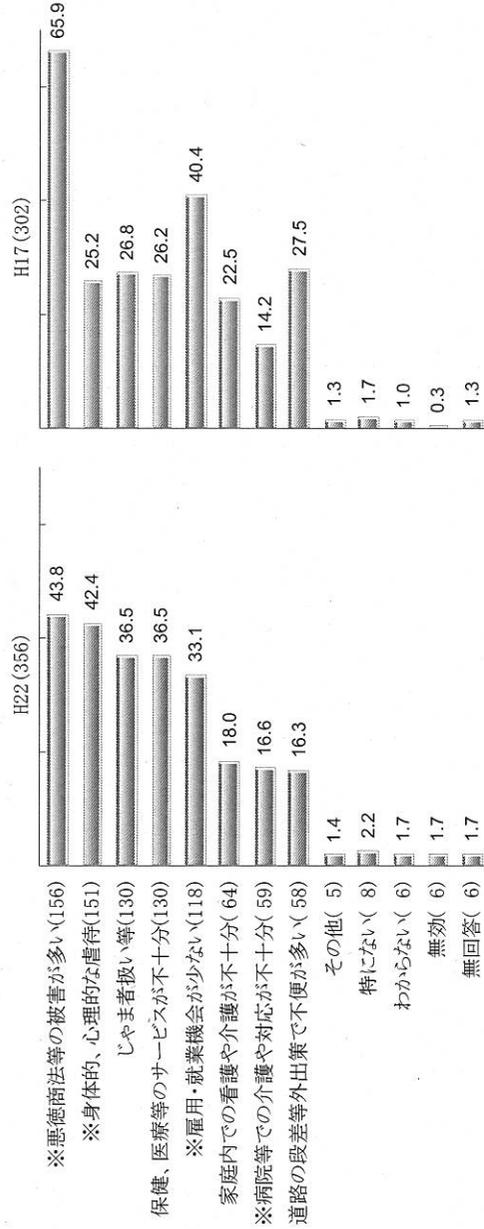
長崎市は、全国平均を上回る形で高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続くと予想しています。このため、1991（平成3）年に総合的に各種施策を推進するための指針として「長崎市長寿社会対策指針」を、1993（平成5）年には「長崎市老人保健福祉計画」を策定し、いつでも、どこでも、だれでも必要な保健福祉サービスを利用できるようサービスの供給体制を整備しました。1999（平成11）年には、介護保険対象サービスと介護保険対象外サービスの双方を含めた高齢者に対する保健福祉施策全般の方向性を定めるため「長崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、2003（平成15）年から第2期計画としました。この計画は、2009（平成21）年に「長崎市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画」と名称を変え、2014（平成26）年度までを計画期間として施策を推進しています。

また、2000（平成12）年度から、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（現在の日常生活自立支援事業）が長崎市社会福祉協議会で実施され、長崎市は、2001（平成13）年度から、成年後見制度利用の支援事業を開始し、判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利と財産を守る取組を行っています。さらに、高齢者虐待防止法の施行を受け、専用電話による相談を24時間体制で受け付けるとともに、虐待防止マニュアルなどによる啓発や認知症高齢者に対する理解を深めるための啓発などを行い、高齢者の権利擁護に努めています。

表3 長崎市の高齢化率

	平成17年度	平成20年度	平成23年度
長崎市の高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）	22.6%	24.4%	25.5%

図5 高齢者に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○平成23年度末の長崎市の高齢化率は25.5%で全国平均より高く、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、約半数が高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯です。また、高齢者のうち、特に75歳以上の後期高齢者の伸びが大きくなり、今後、寝たきりや認知症高齢者の増加と相まって、家庭で支えきれない要介護（援助）高齢者が増加していくことが予測されています。この高齢社会の問題を全ての市民が自己の問題として認識し、対応することが必要です。

○高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、医療や介護、福祉サービスを受けられる仕組みを充実するとともに、元気な高齢者を増やしていくための高齢者サロンや介護予防教室の実施、地域で高齢者を支える体制づくりなどを行っています。また、豊かな知識と経験をもとに社会に参加し地域に貢献できる高齢者が増えているため、ボランティア活動や老人クラブなどの地域での生きがいづくりを支援するとともに、シルバー人材センターなどと連携して高齢者の就労を支援しています。今後もこれらの取組を充実していく必要があります。

○平成22年度の市民意識調査で、2位に「身体的、精神的虐待（42.4%）」、3位に「じやまの扱い（36.5%）」がはいっています。年齢を重ねれば、誰もが身体面や精神面での衰えが生じますが、そのことを正しく理解し、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。高齢者を理解するための講座や認知症高齢者を地域で見守るためのサポーター養成講座などを開催しており、今後も啓発を行うことが必要です。

○認知症高齢者が増加し、家族のみで高齢者を支えるのが困難になってきているなか、介護の現場などで高齢者への身体的、心理的虐待が発生し、家族が本人に無断で財産を処分するなどの経済的虐待も問題となっています。そのような状況を防止する教育や啓発するとともに、虐待などに対する相談体制と高齢者の財産権の侵害を防ぐ成年後見制度の充実を図っています。また、平成22年度の市民意識調査で最も関心が高かったのが、高齢者が悪徳商法等の被害者になることで、高齢者の犯罪被害や消費トラブルを防止する啓発の必要もあります。高齢者が尊厳を持って自分らしく生活できよう高齢者の権利擁護のための支援を行うことが求められています。

【施策の方向】

「長崎市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が自立した、尊厳のある生活をするための施策や、高齢者の人権を守る取組を推進します。

① 高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

高齢者が、自己決定権を持って、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の健康促進や地域での支援体制の充実を図るとともに、生きがいづくりや就労支援などの高齢者自身の自立を促進する取組を行います。

② 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

高齢者が尊厳のある生活を送れるよう、高齢者への理解を深める教育や啓発を推進し、認知症高齢者を地域で見守る取組などを行います。

③ 高齢者の権利擁護の推進

高齢者への身体的、心理的、経済的虐待に関しては、発生の防止と早期発見、早期対応のため、成年後見制度の充実や、市民への啓発や相談・支援体制の充実を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	目標値		所管課	
			基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)		
認知症サポーターの養成講座の実施	市職員 市民 企業 学校	受講者数	5,000人	3,817人 (年度) 15,731人 (累計)	5,000人 (年度) 35,000人 (累計)	高齢者すこやか支援課
包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応	市民	相談者数	166人	580人	466人	高齢者すこやか支援課

(4) 障害者に関する取組

【これまでの取組】

障害者に対する世界的な取組としては、1975（昭和50）年に、国連が「障害者の権利宣言」を採択し、障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して1981（昭和56）年を「国際障害者年」としました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を採択するとともに、「国連障害者の10年（1983～1992年）」により、各国に行動計画の実施を求めました。

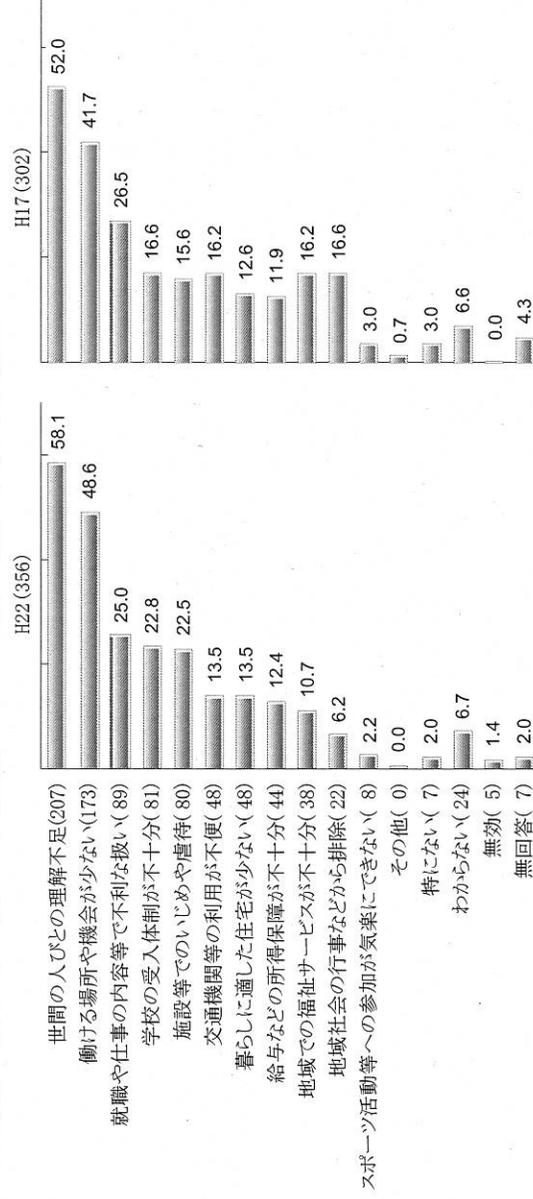
日本では、1970（昭和45）年に「障害者基本法」が制定され、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）は、その尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものと規定されました。その後、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしている社会を目指すノーマライゼーションやリハビリテーションの理念に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画などが策定され、2002（平成14）年には、「障害者基本計画」や重点施策5カ年計画である「新障害者プラン」が定められました。2004（平成16）年には「障害者基本法」が一部改正され、障害を理由とした差別的禁止や障害のある人の自立、社会参加の促進による福祉の増進が国や地方公共団体の責務であると規定されています。また、2005（平成17）年には発達障害者への支援体制を整えるため「発達障害者支援法」が制定され、2006（平成18）年には、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みの下で障害者の地域生活を支援することを目的とした「障害者自立支援法」が施行され、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。さらに、同年、国連が「障害者の権利に関する条約」を採択したことを受けて、条約の締結に必要な国内の制度改革を行うため、2009（平成21）年に、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、2011（平成23）年に「障害者基本法」が一部改正されました。2012（平成24）年10月には、障害者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法と表記）」が施行されることになりました。

長崎市もノーマライゼーション社会実現のための取組みを進める中で、国や県の動きを受け、1998（平成10年）に、障害者施策の具体的な取り組みや数値目標を示した「長崎市障害者プラン」を、2003（平成15）年に、10年間の障害者施策の基本となる「長崎市障害者基本計画—長崎市障害者プラン—」を策定し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指しました。また、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、2006（平成18）年度からの「長崎市障害福祉計画」を策定し、以後2回の改訂を経て、平成24年度から第3期障害福祉計画となっています。障害者基本計画は、現在、平成21年度から25年度までを期間とする第2期計画となっており、障害及び障害者に対する理解と認識を深め、心のバリアを取り除き、障害者の自立及び社会参加の支援等の実現に向けて施策を展開しています。特に、発達障害者支援と就労支援に重点的に取り組んでおり、発達障害講演会の開催による市民への理解促進、障害者の就労に関する相談に特化した長崎市障害者就労支援相談所の運営による就労相談から就職支援、その後の職場定着までの支援を行っています。

表 4 障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合

	平成 20 年度	平成 23 年度
身体障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	31.7%	31.4%
知的障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	24.9%	21.3%
精神障害者への理解が深まったと感じる障害者の割合	21.9%	26.7%

図 6 障害者に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○平成 22 年度に実施した市民意識調査によると、障害者への理解不足 (58.1%) で、また、平成 23 年度に障害者に対して行ったアンケート調査でも、障害者への理解が深まったと感じる割合は低い状況でした。障害や障害者に対する理解と認識を深めるため、各種福祉行事や団体活動の支援などを通して啓発活動を展開していますが、障害者の問題を全ての人の問題と考え、正しい理解に基づいた行動がとれるように、あらゆる機会をとらえて情報を発信するとともに、障害者に対する理解促進のための教育や啓発を進める必要があります。

○障害手帳の所持者は年々増え、特に精神障害者の手帳所持者が大幅に増加しています。障害者が地域で暮らし続けるには、住まいの場の確保や医療、福祉など幅広い連携と継続的な支援が求められており、身近な地域でいつでも相談が受けられるよう相談支援体制の充実を図る必要があります。また、障害者の意欲とニーズに応じた障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実・強化を図り、障害者を支援する環境づくりを進める必要があります。

○障害者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、困ったことや悩みを気軽に相談できる相談支援事業所が重要な役割を担っています。障害者又はその家族などからの相談件数は年々増加傾向にあり、事業所を増設するなど相談支援体制のさらなる充実強化を図るとともに、関係諸機関との連携を強化し、自立支援協議会の活性化に取り組みなど地域で障害者の課題を解決する仕組みを構築する必要があります。

○平成23年度に実施した障害福祉に関するアンケート調査では、就労支援、医療費の助成、年金や手当の充実を求める意見が多数寄せられています。障害者の地域社会での自立をさらに推進するため、一般就労への雇用支援を充実する必要があります。また、すべての障害者が、非常時・緊急時に健常者と同じ情報が入手できるような環境整備に努めるとともに、視覚障害者、聴覚障害者などの意思疎通を図ることに配慮が必要な障害者への情報提供、コミュニケーション手段の確保について、障害の特性に配慮した支援が必要です。

○判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者を保護し、地域生活を支える観点から成年後見制度の利用が有用な場合は、必要な経費の一部を助成するなどの支援制度を設けていますが、今後も制度の周知を図り、知的障害者・精神障害者の権利擁護を推進する必要があります。また、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援等を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図るとともに、虐待防止センターの運営等により相談体制を強化する必要があります。

【施策の方向】

「長崎市障害者基本計画」及び「長崎市第3期障害福祉計画」に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図る施策や、障害者の人権を守る取組を推進します。

① 障害者への理解を深める教育・啓発の推進

障害や障害者に対する理解と認識を深めるため、各種福祉行事や団体活動の支援などを通して啓発活動を行うとともに、障害や障害者に関する情報を発信します。

② 障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備

障害者が、地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を強化するとともに、地域での交流や就労支援などによる社会参加の機会の提供など、障害者の自立を促進するための取組を行います。

③ 障害者の権利擁護の推進

成年後見制度の普及促進や障害者虐待の防止と養護者に対する支援に努め、障害者の権利擁護を推進します。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標		所管課
			基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)	
障害者相談支援体制の 充実・強化	障害者	利用者数	8,829人	11,068人	障害福祉課
関係機関と連携した就労 相談から就職、職場定着 支援	障害者	民間企業に雇用さ れている障害者数	790人	910人	障害福祉課
授産事業の取組を通じ た障害者に対する理解 の促進と障害者の工賃 向上	障害者 市民	授産施設等におけ る平均月額工賃	11,217円	13,797円	障害福祉課

(5) 同和問題に関する取組

【これまでの取組】

同和問題は、日本固有の人権問題で、憲法 11 条で保障されている基本的人権が侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。2001（平成 13）年、国連で、日本の部落差別やインドのカースト制度に基づく差別などの「門地に基づく差別」が、解決されねばならない課題として問題提起されました。

1965（昭和 40）年の同和对策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、1969（昭和 44）年に制定された「同和問題に関する特別措置法」により、生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備が進み、実態的な差別解消については、大きな成果を挙げることができました。また、1996（平成 8）年には、地域改善対策協議会の意見具申で、今後の重点施策の方向として、差別意識の解消に向けた教育と啓発の重要性が指摘されました。2002（平成 14）年 3 月をもって、特別措置法は失効しましたが、「人権教育のための国連 10 年」の取組や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進するため、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成 14）年には「人権教育啓発基本計画」が策定されました。

長崎市は、1974（昭和 49）年に「長崎市同和問題協議会」を、1978（昭和 53）年に同和对策室を設置し、生活環境の整備事業等に着手するとともに、講演会の開催や広報紙などによる市民の啓発に取り組みました。また、同年、「長崎県同和对策基本方針」が策定されたのを受けて、1979（昭和 54）年に「長崎市立学校における同和教育的推進に関する基本的な考え方」をまとめ、あらゆる学校教育活動に人権尊重の精神が生かされるよう各学校に示すとともに、社会教育においても啓発活動の充実を図ってきました。同和問題解決のための同和教育・啓発活動において積み上げられてきた成果や手法を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に活用し、発展させていく必要があるなかで、2001（平成 13）年に、「人権教育のたのめ国連 10 年」長崎市行動計画を、2004（平成 16）年に、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。そして、全庁的な推進体制である「人権教育及び啓発推進本部」のもと、同和問題を重要な人権課題の一つと位置付けて人権教育・啓発に取り組んでいます。

図 7 同和問題の認知率（H22 人権に関する市民意識調査）

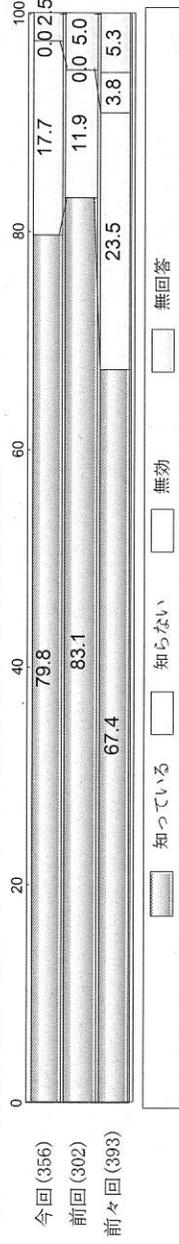


図 8 差別意識の有無（H22 人権に関する市民意識調査）

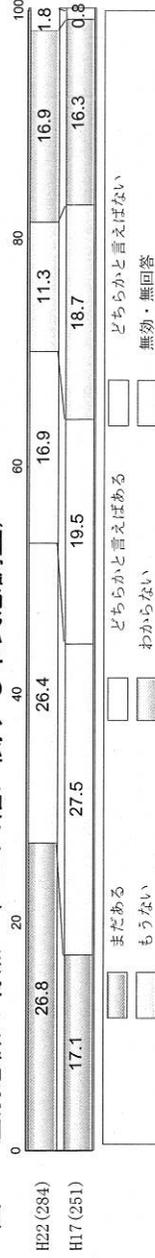
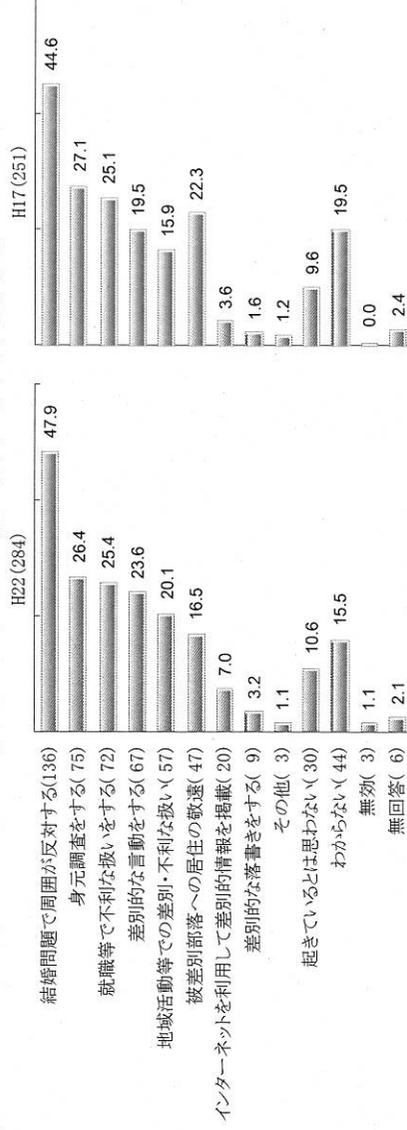


図9 同和問題に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○同和地区の物的な基盤整備はおおむね完了しましたが、結婚や就職の差別、同和地区を居住地とすることを敬遠するなどの差別事象は依然として存在し、同和問題に対する市民の理解も十分ではありません。差別意識の解消に向けた教育や啓発活動を引き続き積極的に推進し、その手法については、具体的に親しみやすい課題を取り上げるなど、市民にわかりやすく、同和問題を自分たち自身の問題としてとらえられるような工夫をすることが求められています。

○同和問題について、教育や啓発をしないことが解決につながるという考え方が根強く存在しますが、よく知らないことで誤解や偏見が生じ、差別につながることもあるため、正しい知識を持つ必要があります。市民が同和問題をより身近な問題として認識を深めていくためには、「啓発」が重要で、市民、市民団体、企業などの自主的な取り組みに対して助言や支援を行い、正しい部落の歴史認識に基づき共感を得られるような工夫をする必要があります。

○全国的に、同和問題への無理解につけこみ、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけて何らかの利権を得る「えせ同和行為」やインターネット上に差別的書き込みがされるなどの差別事象も発生しています。これらの被害を防止するために、同和問題についての正しい知識の普及に努めるとともに、長崎地方事務局などの関係機関と連携して取り組む必要があります。

【施策の方向】

同和問題への理解を深め、差別意識を解消する教育・啓発を関係機関等と連携して推進します。

- ① 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進
 - 市民にわかりやすく、正しい認識に基づき共感を得られるような教育・啓発を行います。
- ② 差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携
 - 県や法務局などの関係機関や団体と連携して同和問題の正しい知識の普及に努めます。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標		所管課
			基準値 (H22年度)	直近値 (H22年度)	
人権施策に活かすための市民意識調査の実施	市民	同和問題を知っている市民の割合	79.8%	79.8%	人権啓発室
				85.0%	

(6) 外国人に関する取組

【これまでの取組】

国際的には、1965（昭和40）年、国連で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が採択され、日本も1995（平成7）年に批准して、民族や国籍の違いを理由にした差別を許さない姿勢を示しました。

近年の国際化の進展により、日本で生活する外国人は増えつづけ、法務省の平成23年度版「人権教育啓発白書」によると、言語、宗教、習慣等の違いから生活上のさまざまな困難が生じ、就労差別や入居・入店拒否などの人権に関する問題も発生しています。これまで国内では、国際交流と国際協力を柱とする地域の国際化や外国人の活動しやすいまちづくりが進められてきました。国は、2006（平成18）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進しています。

長崎市では、1571（元龜2）年のポルトガル船入港以来、数十年間ポルトガルや中国などの人々が市中に住まい、鎖国時代には外国の文化や情報が出島を通じてもたらされ、また、開国後も諸外国との交流が活発に行われるなど、外国人と友好的に共生することで異文化間の交流が深まり、独自の国際性が培われてきました。これまでの長い国際交流の歴史の中で外国人を受容してきた長崎市民の特性は、外国人の人権を尊重するうえで重要な役割を果たしています。長崎市は、中国をはじめとするアジア諸国と近接した位置にあることから、今後も在住外国人に加えて外国からの観光客も増加することが考えられ、外国人とともに暮らす街づくりの重要性が増しています。

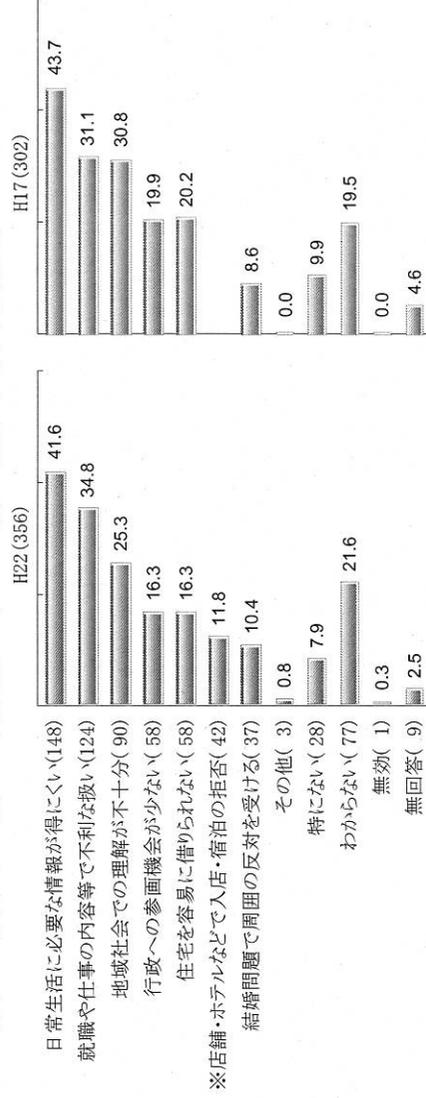
このようなかで、1997（平成9）年に、国際交流と国際協力の具体的な推進策を示す「長崎市国際化推進計画」を策定し、在住外国人が暮らしやすくなるよう、生活便利ブック外国語版の発行などによる情報の提供や、外国人向け法務相談や長崎市国際ボランティアによる初級日本語講座の実施など、在住外国人への支援を行っているところです。また、1998（平成10）年度からは、CIR（国際交流員）を任用し、市民を対象とした国際理解講座を開催し、出身国に関する紹介等を行うことにより、異文化に対する理解を促進しています。

さらに、長崎独自の国際性を継承しながら、次代にふさわしい国際感覚を身に付けた人材を育成する必要があるため、小中学校へのALT（外国語指導助手）の配置や小学校におけるハローイングリッシュ事業の実施などにより、市内在住の外国人と交流しながら外国の言語や文化を学ぶ機会をすべての小中学校に設けています。平成24年度には、国際感覚豊かな子どもの育成を計画的に進めるために、「長崎市国際理解教育推進プラン」を策定し、ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）、留学生をはじめとした様々な国籍の外国人との交流や国際交流イベントの実施、中国などアジア諸国の修学旅行団との積極的な交流を行っています。

表5 長崎市についての意識調査

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
長崎は住みやすいと回答した割合 （長崎市主催 留学生モニターアンケート）	未実施	61.1%	76.7%
長崎市は国際化が進んでいると思う市民の割合 （市民意識調査）	47.2%	45.5%	50.8%

図 10 外国人に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○日本で生活する外国人が急激に増える一方で、言葉が通じないことにより意思の疎通が図れず、日常生活に必要な情報が得にくいなどの問題があります。外国語による情報の提供や日本語の学習支援などを行い、外国人にも住みよいまちづくりを進めるとともに、在住外国人と市民が生活のなかで気軽に交流して互いを知り合う機会を増やし、互いを理解することが必要です。

○全国的には、言語、宗教、習慣等の違いに対する理解不足から外国人に対する偏見や差別意識が発生しています。平成22年度の市民意識調査でも、人権上の問題として、「職場や仕事の内容で不利な扱い(34.8%)」が2位、「地域社会での理解が不十分(25.3%)」が3位となっています。市民が外国人の持つ文化や宗教、言語などの多様性を受け入れ、国際的感覚を持って、外国人の人権を尊重できるようにする教育や啓発、さらには、国際交流の機会を増やすことが必要です。また、児童・生徒が外国の言葉や文化を理解し、国際的感覚を身につけるために、幼少期からの国際交流を充実させることが求められています。

【施策の方向】

「長崎市国際化推進計画」に基づき、外国人とともに暮らす環境を整える施策や、外国人の人権を守る取組を推進します。

- ① 外国人とともに暮らす環境づくり
外国人が住みやすい環境を整えるために、外国語での情報提供や日本語の学習支援などをを行います。
- ② 外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実
外国人への理解を深めるために、市民への教育・啓発や国際交流を充実します。

【事業の進行を管理する指標】

取組内容	対象	指標		所管課	
		基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)		目標値 (H27年度)
国際交流員による国際理解講座の実施	市民	769人	859人	1,100人	国際課

(7) 感染症患者等に関する取組

【これまでの取組】

医学医療の発達により、個々の感染症に対する解明が進んだ現在でも、私たちの不正確な医学的知識や思い込みによる過度の危機意識から、感染症患者や元患者、家族に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまなる人権問題が生じることがあります。

エイズ（後天性免疫不全症候群）はHIVウイルスが原因の感染症で、正しい知識を持っているればHIVに感染する可能性はほとんどなく、感染しても早期治療でエイズの発病を遅らせることができ、仮に発病しても症状を緩和できるようになってきました。

また、ハンセン病は、らい菌という細菌が原因の感染症ですが、感染力が弱く、感染しても発病することはまれで、治療法が確立している現在では、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さず治すことができます。しかし、明治から昭和にかけて、患者を強制的に療養所に収容する「強制隔離政策」がとられ、それは、治療法が確立した後も続きました。1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が、2001（平成13）年には「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、患者の隔離政策によりやく終止符が打たれ、ハンセン病患者が受けた被害の回復に向けた各種施策が実施されました。また、差別や偏見の更なる解消を目指して、2009（平成21）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、今も、差別や偏見が解消されていません。

この他にも、病気に対する誤った知識と偏見などから差別される事案がおこっています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文で、「わが国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群（エイズ）等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受けとめ、これを教訓として今後を生かすことが必要である」とし、教育活動、広報活動を通じて感染症に関する正しい知識の普及などを図るとともに、感染症の患者等の人権の保護に配慮することなどを国や地方公共団体の責務と位置づけ、国民自らが正しい知識を持ち、感染症患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならぬと定めています。

長崎市においても、学校教育等において、あらゆる感染症に対する正しい知識を身に付け偏見を除く教育活動を行い、また市民に対して感染予防の知識の普及・啓発活動に積極的に取り組み、さらに、HIV即日検査などを実施し、保健所窓口での相談・検査を推進しています。

図11 HIV感染者等に関する人権上の問題点（H22人権に関する市民意識調査）

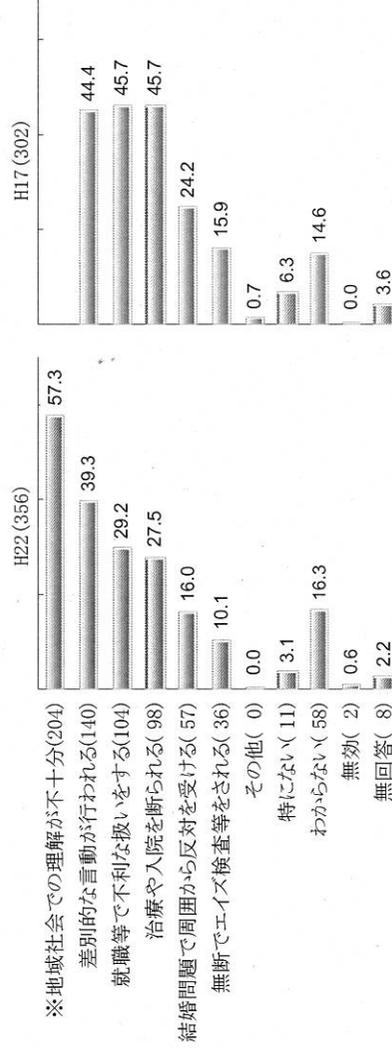
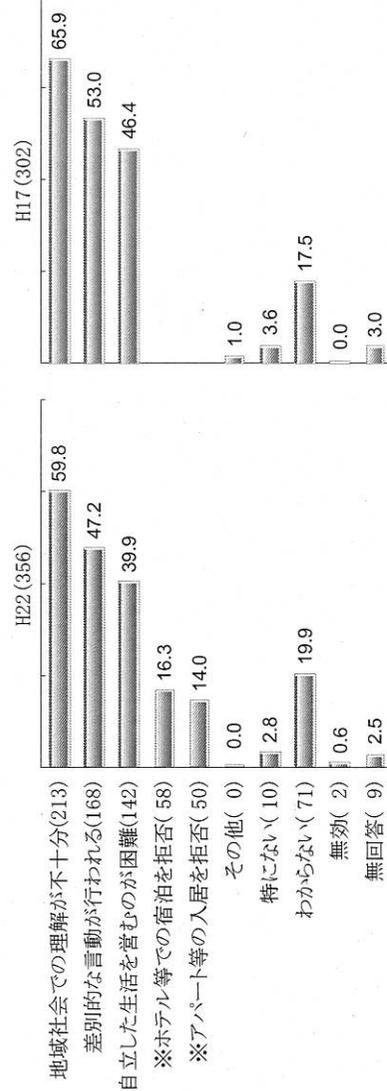


図12 ハンセン病患者等に関する人権上の問題点 (H22 人権に関する市民意識調査)



【現状と課題】

○感染症患者の疾病に対する医学的な対応はもとより、あらゆる感染症に対する正しい知識を育て、差別や偏見をなくす教育や啓発活動を推進する必要があります。長崎市では、学校教育の場においてそのような教育が行われていますが、今後はさらに、患者などの関係者をはじめとした市民一人一人が、正しい知識を持つための広がりをもった啓発を行う必要があります。

○感染症の発生及びまん延を防ぐために感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組むとともに、感染症患者や元患者、その家族などが不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせるように、専門的知識に基づき医療・福祉などの関係機関が連携した相談体制の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

感染症に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実による、感染症患者等の人権を守る取組を推進します。

- ① 感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
感染症に対する正しい知識を普及し、偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動を推進します。
- ② 相談体制の充実と関係機関との連携
感染症患者などが差別されずに安心して暮らせるように関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標			所管課
		基準値 (H22年度)	直近値 (H23年度)	目標値 (H27年度)	
電話等によるエイズ相談の実施	市民	115件	109件	140件	地域保健課

(8) その他の課題に関する取組

【これまでの取組】

これまで説明してきた人権問題の他にも、社会問題として、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、アイヌの人々、性的な問題で少数派とされる人、ホームレスの人などに対する人権問題、さらには、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等のさまざまな人権問題があり、また新たな人権問題も発生しています。

これは、不確かな情報による中傷やうわさ話、歴史・民族・伝統といったものに対する理解と認識の不足、一つの価値観しか受け入れられず少数派や自分と違う者を排除しようとする意識や態度、根拠のないものを安易に受け入れ思い込む傾向、あるいは社会的モラルの欠如などがさまざまな形で私たちの社会に存在し、日常生活のなかで偏見と差別を生みだしているためだと考えられます。

刑を終えて出所した人やその家族、あるいはホームレスの人に対する偏見や差別は根強く、それが本人の意思に反して社会復帰を妨げる要因となっているため、刑を終えて出所した人への理解を深める取組を行うとともに、2008（平成20）年には2002（平成14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。

犯罪被害者やその家族は、事件による被害だけではなく中傷やうわさ話、プライバシーの侵害など二次的な被害も受けるため、さまざまな対策が取られています。2005（平成17）年には「犯罪被害者等基本法」、2008（平成20）年には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が整備され、犯罪被害者の権利や利益の保護が図られています。

アイヌの人々は、古くから北海道を中心に住み、独自の文化をもっています。明治維新以降の「同化政策」等により民族としての誇りを奪われ、アイヌの人々に対する理解不足から就職や結婚における差別や偏見が生じています。2006（平成18）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、国は、2007（平成19）年国連での「先住民族の権利に関する国連宣言」などを受け、アイヌ民族が「先住民族」であることを明確にしてアイヌの人々への理解と認識を深める政策を推進しています。

同性愛者や両性愛者、体の性と心の性が一致しない性同一性障害者などは、さまざまな偏見や差別を受けていますが、法律の上では性に対する多様なあり方が認められており、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されるなどの改善がなされています。

また、インターネットの普及に伴って世界中と瞬時に情報交換ができるようになり、私たちの生活は便利で効率的になりました。その反面、匿名で、自由に、不特定多数の人に情報発信できるというインターネットの特性により、他人の誹謗中傷やプライバシーに関わる情報、差別的表現による有害情報などが簡単に発信されるようになり、その結果、プライバシーの侵害、個人の名誉の侵害、トラブルに巻き込まれる事案の発生などといった人権にかかわる重大な問題が起っています。このような中、2001（平成13）年「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、2002（平成14）年には「プロバイダ責任制限法（通称）」を、2009（平成21）年には「インターネット環境整備法（通称）」が施行されるなど、インターネットの適切な運用に向けた環境整備が進められています。このような整備とともにインターネット利用者一人ひとりが、個人の責任や社会的モラルについての認識をしっかりと持ち、適切な人権感覚を身に付けることが重要

です。そのため、学校をはじめとした様々な場所で情報モラル教育や情報活用能力を身につけるための教育が行われています。また、高度情報通信社会の進展で個人情報利用が著しく拡大するのに伴い、プライバシー侵害等への危険性や不安感が増大したことから、個人の権利利益を保護することを目的に、2005（平成 17）年度から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。しかし、一部で個人情報の不正取得などの問題も発生しています。

北朝鮮当局による拉致問題は重大な人権侵害で、2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体がこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

【現状と課題】

○さまざまな問題に対する正しい知識と理解が浸透していないことにより偏見や差別が発生し、社会的モラルや人権意識が育っていないことにより被害が拡大しています。これからは、さまざまな価値観やライフスタイルを持つ人々が共生できる社会でなければならず、そのためには、一人ひとりの個性や違いを認め合い、尊敬し合うことが重要です。さまざまな人権問題について正しい理解と認識を持ち、お互いの生き方・考え方を柔軟に認め合う態度を育てる人権教育・啓発が、あらゆる機会にあらゆる場所で行われることが必要です。

○さまざまな人権問題について被害を受けている人々がいます。そのような人々を支援するためには相談窓口の周知を図り、連携した支援ができるよう連絡体制を整える必要があります。

【施策の方向】

さまざまな人権問題に対する正しい知識を育てることで差別や偏見をなくすとともに、相談体制の充実などにより、さまざまな人権問題にかかわる人の人権を守る取組を推進します。

① さまざまな問題への理解を深める教育・啓発の推進

さまざまな人権問題に対する正しい知識を普及し、互いの個性や違いを認め合う態度を育てる人権教育・啓発活動を推進します。

② 被害が発生した場合の相談や支援体制の周知

人権に関するさまざまな被害を受けている人々に対する相談や支援体制を周知し、連携した体制を整えるよう努めます。

3 平和な社会をつくる人権教育・啓発

【これまでの取組】

戦争は、人権侵害の最たるものです。国連憲章はその前文において、20世紀に2度まで言語に絶する悲しみを人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うことをうたっています。また、1948（昭和23）年に国連総会で採択された「世界人権宣言」には、世界中の全ての人の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを認めることが、世界における自由・正義及び平和の基礎であると明記されています。

長崎市は、1945（昭和20）年8月9日午前11時2分、広島市に続いて原爆の被災を受け、まちは一瞬にして廃墟と化し、当時の人口の3分の2にあたる15万人余りの人々が死傷しました。また、亡くなった人々の中には、中国人や朝鮮人、連合軍捕虜などの外国の人々も数多く含まれていました。

被爆者は、戦後の復興期において、被爆による身体的・精神的苦痛のみならず、親族・友人を失った悲しみや心の傷を引きずりながら生活し、さらには、被爆者に対する差別や偏見、貧困などに苦しめられる状況が続きました。この間、国は1957（昭和32）年に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を、また、1968（昭和43）年には「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を制定し、被爆者の健康管理、医療及び福祉の向上を図ってきました。さらに、1995（平成7）年には、被爆者の高齢化などを踏まえ保健、医療、福祉の総合的な援護策を講じ、世界恒久平和の祈念と原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行しました。

戦争の悲惨さと原爆の恐ろしさを体験した私たち長崎市民は、核兵器による犠牲は自分たちが最後であって欲しいという願いに基づき、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に訴え続け、1948（昭和23）年から毎年8月9日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を行い、長崎市長が市民の平和の願いを込めた平和宣言を行っています。

また、長崎市は「国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成する」という「長崎国際文化都市建設法」（1949（昭和24）年公布）の精神に基づき、平和で明るく、住みやすい町の建設に努めてきました。

さらに、1989（平成元）年3月、市制施行100周年の年に長崎市民の平和への誓いを新たにするため「長崎市民平和憲章」を制定しました。平和憲章は、「差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくり」「戦争・被爆体験の継承と平和に関する教育の充実」「国連や世界各都市と連携した人類の繁栄と福祉の向上」「非核三原則の遵守と世界平和・軍縮の推進」「核兵器の廃絶」の5項目からなっています。長崎市は、古くから外国との交流を通じて発展してきた歴史的特性と、被爆体験に基づき核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、平和憲章を基本理念として各種の平和事業を推進しています。

【現状と課題】

○次代を担う青少年に原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さと命の尊さを伝えるために、被爆体験講話や原爆資料館の見学などを通じて学ぶ「ナガサキ平和学習プログラム」を積極的に推進しています。しかし、被爆者の平均年齢は77.5歳（平成24年3月31日現在）と高齢化が進み直接被爆体験証言を継承していくことが難しくなってきたため、被爆の惨状を伝える施設や設備を充実させ、被爆体験証言や被爆資料の保存活用を図るとともに、被爆の実相のよりよい継承方法を考えていく必要があります。

○沖縄県、広島市をはじめ全国の青少年との平和交流事業や、児童・生徒向け平和教育、平和講座、講演会、シンポジウムの開催などにより青少年や市民の平和意識の高揚に努めています。被爆体験の風化を防ぐために、これからも市民や若い世代に対し多様な平和教育や学習の機会を提供していく必要があります。

○被爆の実相を国内外の人々に伝え、国際世論を喚起するために原爆展の開催、インターネットによる原爆・平和情報の発信を進め、国連をはじめ国際機関やNGO（非政府組織）との連携を図りながら軍縮に関するシンポジウムや核兵器廃絶地球市民集会などの開催に努めています。しかしながら、世界には人類を何度も滅亡させるほどの数の核兵器が存在しており、核の拡散も懸念されています。21世紀を核兵器のない世界とするために、世界の市民、NGO（非政府組織）などとの連携をさらに強め、原爆被爆の悲惨さを通じて平和を希求する意識を国内外の人々が共有できるように平和メッセージを発信し続ける必要があります。

○世界の5,000都市以上が加盟する平和市長会議の活動や、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会の事業を通じ、都市が共通に抱える問題や平和を阻害する問題の解決に協力し、核実験等の放射線被害者への支援をしています。しかし、世界では民族や宗教、思想などの対立による紛争や戦争が後を絶たず、さらには、飢餓、貧困、難民、人権抑圧、環境破壊などの平和を脅かす問題も発生しています。国連や国際社会の場において平和市長会議などNGOの影響力が高まっているため、国際機関や都市、NGOなどと平和ネットワークを構築して連携を強め、さらには、都市交流や協力事業を進めることで世界平和に貢献する必要があります。また、これらの問題を市民が自分自身の問題として考え対応できるように、国際理解教育を推進し、市民のボランティア活動を奨励することも必要です。

【施策の方向】

被爆を体験し、核兵器廃絶を訴える平和都市としての使命を踏まえ、「長崎市民平和憲章」の理念に基づき、平和な社会をつくるための施策や、平和への意識づくりを推進します。

① 被爆の実相の継承と平和学習の充実

平和な社会をつくるために、被爆体験証言や被爆資料等を活用した平和学習を充実し、後世の人々に原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さと命の尊さを伝えていきます。

② 核兵器廃絶に向けた平和メッセージの発信と平和意識の高揚

国内外の人々が、原爆被爆の悲惨さを理解することで平和な社会を希求する意識を高めていけるよう平和メッセージを発信し続け、核兵器のない世界を目指していきます。

③ 平和な世界をつくるネットワークの構築と国際交流・市民活動の充実

世界の人や都市、団体との平和のネットワークを拡大し、平和な世界をつくる活動を連携して行うとともに、市民一人ひとりが平和の問題を自分自身の問題と捉えて活動に参加できるように国際的な平和交流などを推進します。

【事業の進行を管理する指標】

取組内容	対象	指標	目標値		所管課
			基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)	
原爆資料館の常設展示の充実や企画展示の開催	国内外の市民	入館者数	680,000人	654,503人	平和推進課 被爆継承課
ホームページによる平和メッセージの発信	国内外の市民	アクセス数	4,000,000人	4,392,522人	平和推進課

4 特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発

【これまでの取組】

市職員・消防職員をはじめとする公務員、教職員や社会教育施設などの教育関係職員、医療関係者、福祉保健関係者などは、市民に接する機会が多く、直接市民生活に影響を及ぼすことから、特に市民の人権に関わりの深い職業従事者として位置づけられており、その職務の遂行にあたっては常に人権意識をもって臨むことが求められています。そのため、さまざまな人権問題を正しく理解して豊かな人権感覚を身につけるとともに人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、それぞれの職場において人権に関する研修等を実施し、また、さまざまな講演会などにも参加しています。

【現状と課題】

○市職員が豊かな人権感覚を持ち、職務において実践できるよう、勤務年数等に応じた研修や職場研修などを行っています。市民生活に直接影響を及ぼす立場にある市職員は、人権に配慮した対応が求められるため、一人ひとりの人権感覚を高める研修を継続して行う必要があります。

○教職員は子どもや保護者に対する影響力が強く、教職員自身の人権意識を高めて人権教育を推進することが求められているため、学校などでさまざまな研修や実践的学習を行っています。具体的には、通常の研修会への参加の他に、体験的参加型研修会の実施や公開授業、ボランティア活動による研修なども実施しています。教職員が人権に関する知識を習得し、伝達技術を向上させ、自己の態度を形成できる研修の充実が求められています。

○消防の目的は市民の生命、身体及び財産を守ることで、その職務は住民の生活と密着していることから人権を尊重した住民との信頼関係の構築が必要です。そのため、消防職員や消防団員等への人権に関する研修を行っています。住民との信頼関係を確保しながら、防火・防災活動などの啓発活動を実施できるように、人権に対する理解や認識を向上させることを主眼とした研修を実施する必要があります。

○医師や看護師をはじめとする医療関係者は、生命の尊重と個人の尊厳の確保という市民の基本的な人権に関わる職務に従事しており、技術的研修をはじめ人権に関する研修が行われています。良質な医療の提供を行うためには、医療関係者と医療を受ける者との間に強固な信頼関係を築くことが必要であり、患者の自己決定権を尊重し、患者の立場に立ったインフォームド・コンセント（十分な説明と同意）の徹底を図ることが大切です。医療関係者の人権意識を向上させる人権教育・啓発を実施する必要があります。

○高齢者、子ども、障害者等に接する機会が多い社会福祉関係者や保健関係者への人権教育が重要で、各施設で人権教育等が行われています。社会福祉関係者や保健関係者等に対して、個人の尊重、個人情報秘密保持、公平な処遇の確保など人権に配慮した対応ができるような教育や啓発の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

特に市民の人権に関わりの深い職業従事者の人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、人権問題を正しく理解して豊かな人権感覚を身につけるための教育・啓発活動を推進します。

① 研修や啓発資料による教育・啓発の充実

職場における人権に関する研修の実施や、さまざまな講演会などへの参加、啓発資料を活用した教育・啓発を充実します。

【事業の進捗を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標			所管課
			基準値 (H23年度)	直近値 (H23年度)	目標値 (H27年度)	
(市職員)人権に関する 職場研修の実施	市職員	実施率	58%	58%	68%	人権啓発室
(教職員)小・中学校での 人権教育研修会の実施	市立小・ 中学校教 職員	実施率	77%	77%	100%	学校教育課
(消防関係者)消防職員、 消防団員への人権に関 する研修会の実施	消防職員 消防団員	参加者数	517人 (H22年度)	514人	577人	消防局総務 課・予防課

5 人権侵害から市民を守る体制づくり

～相談体制の充実～

人権が尊重された社会とは、一人ひとりの人権が尊重され、誰も人権を侵害されない社会で、そのような社会をつくるには人権教育や人権啓発が重要です。しかし、実際には、さまざまな人権問題が存在し、全国的に、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待や暴力などの人権侵害が深刻化する傾向があり、虐待を防止するための法整備などが進んでいます。さまざまな人権侵害から市民を守るために、人権教育・啓発を推進するとともに相談体制を充実する取組を進めます。

2001（平成13）年に法務省人権擁護推進審議会が答申した「人権救済制度の在り方について」の中で、「相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続への導入機能や、他の救済制度の紹介・取次ぎ機能をも併せ持っている。」とされ、人権救済制度における「相談」の重要性が指摘されています。市民が相談したいとき、気軽に、すばやく、柔軟に相談できる体制をつくり、問題の早期発見と早期対応により人権侵害を未然に防ぐように努めます。

また、人権侵害が発生した場合は、適切な対応や関係機関との連携により被害の拡大を防ぎ問題解決のための支援を行います。

【これまでの取組】

長崎市には市政相談や法律相談などの一般的な相談のほか、女性、子ども、高齢者、障害者など分野ごとの相談が行われ、同時に支援も行われています。

女性に関しては、男女間の不平等やセクシュアル・ハラスメント、家庭問題などの悩みにかかると相談を受け、1992（平成4）年から女性センター（現在の男女共同参画推進センター）に相談窓口を設置しました。2011（平成23）年度から、男女間の暴力の増加に対応するため、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を位置づけ、相談体制を充実させるとともに関係部署間の連携によりDV被害者への支援体制を強化したところです。

子どもに関しては、児童虐待を含む子育て全般に関する相談の窓口として子育て支援課に「子ども総合相談」を設置しています。平成18年度からは従来の電話・来所相談に加え、（携帯）メールによる相談を受けており、早期発見・早期対応に努めています。支援が必要な家庭については、各関係機関と連携し、養育状況の改善に向けて対応しています。

学校では、いじめや不登校をはじめ、非行や暴力、さらにはインターネットや携帯電話によるトラブルなどさまざまな問題が発生しています。特にいじめの問題に関しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人ひとりに徹底することを基本姿勢とした対応を行い、その他の問題に関しても問題発生の防止と発生後の迅速な対応に努めています。また、全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるように、各種相談員を配置して子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、不登校や支援を要する児童生徒への相談体制の充実を図っています。

高齢者に関しては、高齢者虐待防止法の平成17年の施行を受け、高齢者虐待相談専用電話を開設するなど24時間体制で相談対応を行っています。平成18年度に作成した「長崎市高齢者虐待防止・支援マニュアル」を関係機関へ配布し、市内に設置された地域包括支援センターとの連携を図りながら高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、権利擁護に関する支援を行っています。認知症高齢者へは、認知症に対する正しい理解を進めるため「認知症サポーター養成講座」等を通じた啓発活動を実施するとともに、地域包括支援センターに配置された認知症

地域支援推進員を中心に、医療等との連携を図りながら認知症の人や家族への支援に取り組んでいます。また、権利と財産を守るために、保護者がいない判断能力が不十分な高齢者に対し市長による成年後見人選任の申立てを行うなど、成年後見制度利用の普及啓発及び申立て支援を行っています。

障害者に関しては、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の施策が一元化されるとともに、地域居住資源の整備、生活介護、自立訓練、就労支援、地域生活支援の充実など障害者の福祉向上を図りながら、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すこととされました。そのような中、長崎市では、障害者の地域での安定した生活を支援するため、障害者やその家族等からの相談に応じ、情報の提供や福祉サービスの利用支援、虐待の防止や関係機関との連絡調整を行う障害者相談支援事業を実施しています。2012（平成24）年10月に障害者虐待防止法が施行され、今後は、関係機関等の協力体制の充実を図るとともに、虐待防止センターの運営等により支援体制を強化する必要があります。また、障害者の権利と財産を守るため、身寄りがなく、判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者に対し、市長による成年後見人選任の申立て支援を行っています。

また、法務局の人権相談所などで、人権擁護委員と法務局職員が、すべての人権問題について相談を受け、相談内容に応じて人権救済の手続きを開始し、必要な措置をとることができます。人権侵害から市民を守るために、このような機関との連携を図り、相談窓口の周知や女性・子ども・高齢者・障害者に関する強化週間の広報などを行っています。

【現状と課題】

○子どもや高齢者、障害者に対する虐待、配偶者などからの暴力、子育てや教育に関する不安、病气などに対する相談など、さまざまな問題に関する相談を受け支援する機関が設置されています。市民が必要とする時に、安心してすばやく相談できるように、相談窓口や救済機関、自立支援機関などの情報を収集し広く周知する必要があります。

○人権にかかわるさまざまな相談窓口が行政や民間団体により整備され、救済や支援に向けた取組が行われています。相談に対して、迅速に、適切な対応ができるように、それぞれの体制を充実させる必要があります。また、増加傾向にある相談に対応するため、相談員の資質向上を図る研修体制を整備することも求められています。

○人権問題が多様化、複雑化するなかで、関係する機関や団体が連携して被害を受けた人の支援にあたることが重要で、また、最も適切な機関に相談をつなぐことも必要です。効果的に必要な支援を行えるよう、日頃から関係機関が連携できる体制をつくり、それを強めていくことが求められています。

【施策の方向】

人権が尊重された社会を実現するために、人権教育や啓発により市民の人権意識を高めるとともに、さまざまな人権侵害に対する相談体制を充実して市民の人権を守る取組を推進します。

① 相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知

市民が必要とする時に、安心してすばやく相談できるように、あらゆる機会に相談窓口や救済機関、自立支援機関を周知します。

② 相談、救済体制の充実

人権を侵害する様々な問題が発生した際に、迅速に、適切な対応ができるように、それぞれの人権問題に関する相談、支援体制を充実します。

③ 関係機関の連携による機能強化

さまざまな人権問題に対して、効果的に必要な支援を行うために、関係機関が連携して対応する体制づくりに努めます。

【事業の進行を管理する指標】

取組内容	対象	指標	指標		所管課
			基準値 (H21年度)	直近値 (H23年度)	
DVIに関する相談に対する関係機関と連携した対応	市民	DVIに関する相談件数	142件	162件	男女共同参画室
要保護児童がいる家庭への関係機関と連携した支援【再掲】	要保護児童	改善や他機関についで支援が終了した割合	81.2%	74.0%	子育て支援課
いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童 生徒 保護者	対応件数	4,640件	4,944件	教育研究所
包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応【再掲】	市民	相談者数	166人	580人	高齢者すこやか支援課
障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	利用者数	8,829人	11,068人	障害福祉課

6 人権施策を力強く進める環境づくり

すべての人が人権を身近な問題であると認識し、さまざまな人権について理解し、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に現れるように、実施方法の充実などを図り、さらに効果的な人権教育、啓発を推進します。

【現状と課題】

○市民が人権について正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるようになるためには、あらゆる機会に、あらゆる年齢層の人たちに、その発達段階に応じた人権教育、啓発を行う必要があります。そのためには、それを行う人材の育成が重要です。さまざまな人権を守るための指導者の育成が行われていますが、「専門的知識を持ち、効果的な手法で研修ができる指導者」「地域社会に密着した市民にとって身近な指導者」「研修等の企画、立案ができる指導者」などを育成する必要があります。

○さまざまな人権に関する研修を実施し、人権に関する冊子やパンフレットなどを配布していますが、さらに効果的に実施できる内容や手法について検討することが重要です。「市民が受入れやすく、分かりやすい内容」「一面的な内容でなく多様な価値観に基づく内容」「自らが考え体験できる手法」などを意識して実施することが必要です。

○人権教育・啓発は、現在、各自治体や国、県、事業者、民間団体などがそれぞれに実施しています。それぞれの実施主体が役割に応じて体制を強化することも重要ですが、国、県、企業や民間団体等との連携が必要です。そのため、日頃から情報を交換し、それぞれの役割に応じた人権教育・啓発の協力・支援体制を強化する必要があります。

○人権に関する講演会等の周知、人権に関する記事の掲載など広報紙をはじめ市の広報媒体を利用した啓発や、新聞、テレビなどマスメディアを活用した広報に取り組んでいます。人権に関する情報を市民に継続して伝えていくことはたいへん重要であるため、市民にわかりやすく、身近に感じられる内容をあらゆる人に周知できる方法で情報発信する必要があります。今後、インターネットなどのIT関連技術を有効に活用することが求められています。

【施策の方向性】

- ①指導者となる人材の育成
- ②効果的な内容と手法の検討
 - ・身近で、分かりやすい内容
 - ・多様な価値観に基づく内容
 - ・自らが体験できる手法
- ③関係機関や団体相互の連携
- ④マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供
 - ・広報紙をはじめとした市の広報媒体やマスメディアの利用
 - ・インターネット等のIT関連技術の効果的活用

第4章 計画の推進

1 推進体制

この計画の基本理念である『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』のために、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する必要があるが、その実施については、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの役割分担のもとで協力、連携しながら取組を進めます。

(1) 市民の役割

一人ひとりの市民が、人権を身近な問題だと認識し、さまざまな人権について理解し、日常生活において人権に配慮した行動をとれるようになるために、毎日の生活の中で、できることを自発的に取り組むように努めます。市や地域、市民団体、事業所等が実施する人権に関する取組にも参加・協力し、それぞれの人権意識を高めていきます。

(2) 事業者の役割

商品やサービスの提供をするだけでなく、社会に大きな影響を及ぼす存在であることを認識し、経営者や担当者だけでなく、従業員一人ひとりの人権意識を高める取組を行い、人権に配慮した職場環境を作ります。また、人権意識を高めるために、市や地域、市民団体等が行う取組に参加するとともに、連携した取組を進めます。

(3) 市（行政）

長崎市における人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、市民、事業者、市（行政）が連携した取組を進める際の中心的役割を果たします。この計画を着実に推進していくために、副市長を本部長とする「長崎市人権教育及び啓発推進本部」が、市役所内部の推進体制として計画の推進に関する総合的調整を行います。また、市民や事業者をはじめ関係団体や関係機関と協力、連携して計画を効果的に推進するため、人権教育及び啓発推進懇話会に参加する学識経験者や関係団体など市民との情報交換を行い、計画を周知するとともに、意見などを受け、その反映に努めます。

2 進行管理

この計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするために、施策の取り組み状況を確認し、年次的に検証します。主な項目については、数値目標を設定し、進行を管理するとともに、それ以外の事業実績についても毎年確認し、計画を推進する際の参考にします。また、必要に応じて、計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

(1) 計画

第2次人権教育・啓発に関する基本計画で、長崎市のめざす姿とそれを実現させるための方針を示し、計画期間の満了までに達成すべき数値目標を設定しています。

(2) 実施

計画の実施に際しては、市民、事業者、市（行政）が協力、連携して取り組みます。

(3) 点検

市内部の長崎市人権教育及び啓発推進本部による事業の検証や、人権教育及び啓発推進懇話会に参加する学識経験者や関係団体等などの情報交換をもとに計画の進捗状況の点検を行います。また、点検方法については、状況に応じて見直しなどを行います。

(4) 見直し

市内部や外部からの意見や市の状況等をもとに、実施する取組について検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

[計画を推進する際の参考資料]

1 施策の方向に沿って進行を管理する事業一覧

第3章 計画を実現させるための方策

施策の方向	取組内容	対象	所管課
1	あらゆる場における人権教育・啓発		
(1)	学校教育における取組		
①	子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成		
②	家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施		
③	体験活動や交流活動を通じた教育の推進		
	人権教育全体計画の推進による生命や人権・平和を尊重する心の育成	市立小・中学校児童生徒	学校教育課
	人権週間での人権に関する取組の実施	市立幼・小・中・高等学校	学校教育課
②③のみ	人権の花運動への小学校の参加	小学校	学校教育課
②③のみ	人権作文コンクールへの中学校の参加	中学校	学校教育課
④	教職員の資質向上の促進		
	人権教育研修会(全体)の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
	体験的参加型研修会(全体)の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
	採用年次に伴う計画的な研修の実施(新規採用、2・3年目、10年経過教職員)	市立小・中学校教職員	学校教育課
	小・中学校での人権教育研修の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
	人権教育公開授業研究会(小・中2回)の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課
	人権教育研究校での人権教育の実践	市立小・中学校	学校教育課
	人権教育実践資料集の配付	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課
⑤	教育相談事業の充実		
	各種相談員の配置	市立小・中学校	学校教育課
	スクールカウンセラー派遣	市立小・中学校	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー派遣	市立小・中学校	学校教育課
	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応	児童・生徒・保護者	教育研究所
	メンタルフレンド派遣事業	市立小・中学校	教育研究所
	ヤングアドバイザー派遣事業	市立小・中学校	教育研究所
	不登校カウンセリング事業	市立小・中学校	教育研究所
	学校適応指導教室	市立小・中学校	教育研究所

施策の方向	取組内容	対象	所管課
1	あらゆる場における人権教育・啓発		
	(2) 社会教育における取組		
	① 地域や家庭における人権教育の推進		
	人権の視点を含んだPTA役員研修会・子育て研修会の開催	保護者	生涯学習課
	自主家庭教育学級の開催	市民	中央公民館
	② 社会教育施設における人権教育の推進		
	社会教育施設などでの人権感覚の向上を図る学習機会の提供	市民	生涯学習課 中央公民館
	人権ポスター展の開催	小学生・中学生	生涯学習課
	③ 人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実		
	人権啓発資料の作成、配布	市民	生涯学習課
	④ 人権に関する関係団体との連携・協働		
	人権教育推進協議会による関係課機関の連携	市民	生涯学習課 学校教育課
	三校合同人権集会の開催	市民	生涯学習課
	(3) 人権啓発における取組		
	① 市民への効果的な啓発の実施		
	人権施策に活かすための市民意識調査の実施	市民	人権男女共同参画室
	人権問題講演会の開催	市民	人権男女共同参画室
	憲法週間、人権週間に合わせた人権啓発の実施	市民	人権男女共同参画室
	広報ながさきによる人権問題特集号の世帯配布	市民	人権男女共同参画室
	人権に関する啓発冊子、パンフレットなどの配布	市民	人権男女共同参画室
	人権に関する研修会などへの講師派遣	市民	人権男女共同参画室
	② 関係団体との連携		
	法務局や県の人権担当課との連携を図る「長崎地域人権啓発ネットワーク協議会」などへの参加	関係団体	人権男女共同参画室
	③ 職場の人権意識を高める取組の充実		
	市ホームページ「労政だより」でのセミナーや各種施策等の情報提供	企業等	産業雇用政策課
	講演会の案内、啓発資料の提供などの人権に関する情報提供	企業、団体等	人権男女共同参画室
	④ 人権に配慮した職場環境の整備促進		
	市役所におけるセクシュアル・ハラスメントに関する専門相談員等の配置	職員他関係者	人事課 しごと改革室

施策の方向	取組内容	対象	所管課
2 重要課題に対する人権教育・啓発			
(1) 女性に関する取組			
① 男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進	<p>男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある要因となる慣行や市の制度についての啓発や見直し</p> <p>男女共同参画推進センター主催講座や地域、団体等への派遣による男女共同参画に関する啓発講座の開催</p> <p>アマランスフェスタの開催</p> <p>保育所、幼稚園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の開催</p> <p>各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の開催</p>	<p>市民・関係機関</p> <p>市民</p> <p>市民</p> <p>就学前児童・児童・生徒・学生・PTA・学校関係者</p> <p>市民</p>	<p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p>
② 男女が共同参画できる社会の実現	<p>市の審議会等への女性の積極的登用の働きかけ</p> <p>就労と起業支援のための講座の実施や関係機関との連携による情報の提供</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに向けての情報発信、啓発</p> <p>男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰</p>	<p>市関係課</p> <p>市民</p> <p>市民 事業者</p> <p>事業者</p>	<p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p>
③ 男女間の暴力(DV、セクハラ)への対策の推進	<p>DVやセクシュアル・ハラスメント防止についての派遣講座の開催</p> <p>DVIに関する相談に対する関係機関と連携した対応</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに関する相談に対する関係機関と連携した対応</p>	<p>市民</p> <p>市民</p> <p>市民</p>	<p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p> <p>人権男女共同参画室</p>

施策の方向	取組内容	対象	所管課
2 重要課題に対する人権教育・啓発			
(2)子どもに関する取組			
① 子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進	親育ち学びあい事業の実施	児童を持つ保護者	子育て支援課
	児童虐待防止研修会の実施	市民 関係機関	子育て支援課
	保育所における育児講座、世代間交流等事業の実施	就学前児童・保護者・地域住民	幼児課
	人権の視点を含んだPTA役員研修会・子育て研修会の開催【再掲】	保護者	生涯学習課
	自主家庭教育学級の開催【再掲】	市民	中央公民館
② 心身ともに健やかな子どもの育成			
	保育所職員への研修	市立保育所保育士	幼児課
	小・中学校での人権教育研修会の実施【再掲】	市立小中学校教職員	学校教育課
	少年補導委員による補導活動の実施	子ども	こどもみらい課
	白ポストによる有害図書類の回収	子ども	こどもみらい課
	コンビニ、ドラッグストア、書店、カラオケ、ゲームセンター等の訪問による社会環境の実態調査と補導事業の啓発	子ども	こどもみらい課
	薬物乱用防止教室の実施	市立小・中・高等学校児童生徒	健康教育課
③ 様々な問題への相談体制の充実			
	児童虐待防止研修会の実施【再掲】	市民 関係機関	子育て支援課
	子どもや子育てに関する全般の問題について相談に応じる子ども総合相談の実施	児童がいる家庭	子育て支援課
	要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援	要保護児童	子育て支援課
	親子支援ネットワーク地域協議会による児童虐待防止のための関係機関の連携	関係機関	子育て支援課
	各種相談員の配置【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	スクールカウンセラー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童・生徒・保護者	教育研究所

施策の方向	取組内容	対象	所管課
2 重要課題に対する人権教育・啓発			
	(3) 高齢者に関する取組		
	① 高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備		
	地域包括支援センター運営事業	高齢者とその家族 概ね65歳以上市 民	高齢者すこやか支援課
	高齢者サロンの開設箇所数	概ね65歳以上市 民	高齢者すこやか支援課
	高齢者向け健康講座の開催	市民	高齢者すこやか支援課
	高齢者ふれあいサロンサポーターの養成	市民	高齢者すこやか支援課
	高齢者講座の実施	市民	公民館
	60歳以上の高齢者の老人クラブへの加入促進	60歳以上市民	高齢者すこやか支援課
	シルバー人材センターへの加入促進、普及啓発活動の推進	高齢者	福祉総務課
	② 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進		
	認知症サポーターの養成講座の実施	市職員・市民・企 業・学校	高齢者すこやか支援課
	③ 高齢者の権利擁護の推進		
	高齢者虐待防止研修会・成年後見制度研修会の開催	市民	高齢者すこやか支援課
	包括支援センター等における高齢者虐待の相談及び市への通報	市民	高齢者すこやか支援課
	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応	市民	高齢者すこやか支援課

施策の方向	取組内容	対象	所管課
2 重要課題に対する人権教育・啓発			
(4) 障害者に関する取組			
① 障害者への理解を深める教育・啓発の推進	<p>授産製品の販売、情報発信</p> <p>発達障害への理解を深めるための講演会の開催</p> <p>障害福祉センターにおける障害者への理解を深めるための催しの実施</p>	<p>市民</p> <p>市民</p> <p>市民</p>	<p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p>
② 障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備	<p>障害者相談支援体制の充実・強化</p> <p>関係機関と連携した就労相談から就職、職場定着支援</p> <p>障害福祉センターにおける巡回相談での障害の早期発見、早期支援</p> <p>障害福祉センター(小児科)における診療の提供</p> <p>授産製品の販売を通じた障害者に対する理解の促進と障害者の工賃向上</p> <p>グループホーム等の充実</p> <p>病院や施設から地域生活への移行促進</p> <p>精神保健福祉ボランティア研修講座の実施</p> <p>精神保健福祉ボランティア団体活動の支援</p>	<p>障害者</p> <p>障害者</p> <p>障害児</p> <p>障害児</p> <p>障害者・市民</p> <p>障害者</p> <p>障害者</p> <p>市民</p> <p>精神保健福祉ボランティア</p>	<p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>地域保健課</p> <p>地域保健課</p>
③ 障害者の権利擁護の推進			
	障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	障害福祉課
	障害者虐待の相談及び市への通報	市民	障害福祉課
	成年後見制度の周知	市民	障害福祉課

施策の方向	取組内容	対象	所管課
2 重要課題に対する人権教育・啓発			
(5) 同和問題に関する取組			
① 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進	人権施策に活かすための市民意識調査の実施	市民	人権男女共同参画室
	広報ながさきによる人権問題特集号の世帯配布【再掲】	市民	人権男女共同参画室
	人権に関する啓発冊子、パンフレットなどの配布【再掲】	市民	人権男女共同参画室
	人権教育講座「長崎人権学」の開催	市民	人権男女共同参画室
② 差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携	関係団体への活動支援	関係団体	人権男女共同参画室
(6) 外国人に関する取組			
① 外国人とともに暮らす環境づくり	長崎市国際ボランティアによる在住外国人支援(日本語講座等)の実施 「地球市民ひろば」における海外の情報提供、各種講座、相談の実施 4か国語による生活便利ブックの配布	市民 市民 (外国人含む) 在留外国人	国際課 国際課 国際課
② 外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実	国際交流員による国際理解講座の実施 小・中学校における国際交流の実施 国際交流イベント「ながさき国際協力・交流フェスティバル」への参加・協力	市民 小学校 中学校 市民 (外国人含む)	国際課 学校教育課 国際課
(7) 感染症患者等に関する取組			
① 感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	感染症予防研修会の実施 関連イベントやエイズ検査予防普及週間・世界エイズデーキャンペーン時におけるエイズ予防啓発用ポスター、パンフレット掲示 エイズ検査普及週間及び世界エイズデーキャンペーンにおける夜間即日検査や相談の実施 性感染症予防のための学校対象出前講座及び研修会の実施	老人介護施設職員・ 医療従事者・ 市民 市民・高校・大学 大学生・市民 中学校・高校・大 学	地域保健課 地域保健課 地域保健課 地域保健課
② 相談体制の充実と関係機関との連携	電話等によるエイズ相談の実施 市ホームページにおける感染症に関する健康相談の実施	市民 市民	地域保健課 地域保健課

施策の方向	取組内容	対象	所管課		
3 平和な社会をつくる人権教育・啓発	① 被爆の実相の継承と平和学習の充実	原爆資料館の常設展示の充実や企画展示の開催	国内外の市民	平和推進課 被爆継承課	
		被爆資料活用	国内外の市民	被爆継承課	
		次世代の平和活動の担い手を育成する青少年ピースボランティア育成事業の実施	国内の青少年(高校生から29歳まで)	被爆継承課	
		② 核兵器廃絶に向けた平和メッセージの発信と平和意識の高揚	ホームページによる平和メッセージの発信	国内外の市民	平和推進課
			長崎平和宣言の発信	国内外の市民	平和推進課
	③ 平和な世界をつくるネットワークの構築と国際交流・市民活動の充実	平和意識の高揚を図る平和の灯事業の実施	市民	被爆継承課	
		原爆展の開催	国内外の市民	被爆継承課	
		④ 特定の職業従事者に対する人権教育・啓発	非核協への加盟都市数の増加、国内におけるネットワークの拡大	国内自治体	平和推進課
			平和特派員の認定、海外におけるネットワークの拡大	海外の平和活動者	平和推進課
			被爆(曝)者医療に携わる医師等の受入・派遣	被爆(曝)者医療に携わる医師等	調査課
	① 研修や啓発資料による教育・啓発の充実		市職員	しごと改革室	
	(市職員)採用年次等に伴う計画的な人権に関する研修の実施	市立保育所保育士	幼児課		
	(保育士)保育所職員への研修【再掲】	市職員	人権男女共同参画室		
	(市職員)人権に関する職場研修の実施	市立小・中学校教職員	学校教育課		
	(教職員)小・中学校での人権教育研修会の実施【再掲】	消防職員・消防団員	消防局総務課 消防局予防課		
(消防関係者)消防職員、消防団員への人権に関する研修会の実施	地域包括支援センター職員・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員・介護事業者 老人介護施設職員、医療従事者、市民	高齢者すこやか支援課			
高齢者に関わる職員等に対する、高齢者の人格の尊重、個人の秘密保持、公平な処遇の確保のための人権教育の実施	(福祉、医療関係者)感染症に対する正しい知識の普及啓発のための出前講座の実施	地域保健課			
(市職員)庁内人権通信の発行	市職員	人権男女共同参画室			
(教職員)人権教育実践資料集の全教職員への配布	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課			

施策の方向	取組内容	対象	所管課
5 人権侵害から市民を守る体制づくり			
① 相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知	法務局における人権相談の周知	市民	人権男女共同参画室
② 相談、救済体制の充実			
	DVIに関する相談に対する関係機関と連携した対応【再掲】	市民	男女共同参画室
	セクシュアル・ハラスメントに関する相談に対する関係機関と連携した対応【再掲】	市民	男女共同参画室
	子どもや子育てに関する全般の問題について、相談に応じる子ども総合相談の実施【再掲】	児童がいる家庭	子育て支援課
	要保護児童がいる家庭への関係機関と連携した支援【再掲】	要保護児童	子育て支援課
	各種相談員の配置【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	スクールカウンセラー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	スクールソーシャルワーカー派遣【再掲】	市立小・中学校	学校教育課
	いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応【再掲】	児童・生徒・保護者	教育研究所
	包括支援センター等における成年後見制度利用相談への対応【再掲】	市民	高齢者すこやか支援課
	高齢者虐待相談の実施【再掲】	市民	高齢者すこやか支援課
	障害者相談支援体制の充実・強化【再掲】	障害者	障害福祉課
	障害者虐待の相談及び市への通報	市民	障害福祉課
	市のホームページにおける健康相談【再掲】	市民	地域保健課
	電話等によるエイズ相談の実施【再掲】	市民	地域保健課
③ 関係機関との連携による機能強化			
	親子支援ネットワーク地域協議会による児童虐待防止のための関係機関の連携【再掲】	関係機関	子育て支援課

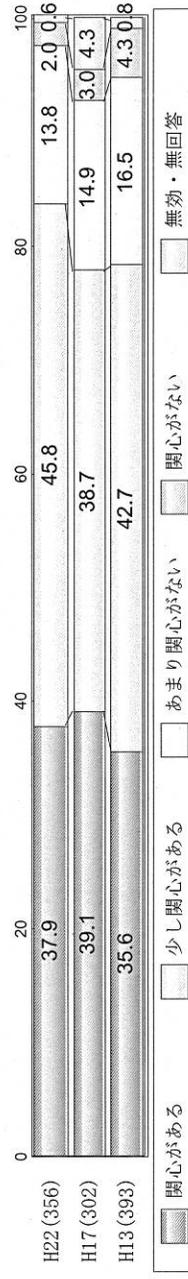
2 人権に関する市民意識調査結果（抜粋）

人権に関する意識などを把握するために、長崎県が平成 22 年 11 月に実施した「人権に関する県民意識調査」から長崎市民に関する調査結果を抜粋し、分析しました。

無作為抽出した長崎市に居住する満 20 歳以上の男女 756 人に対して調査し、有効回答率は 47.5% でした。

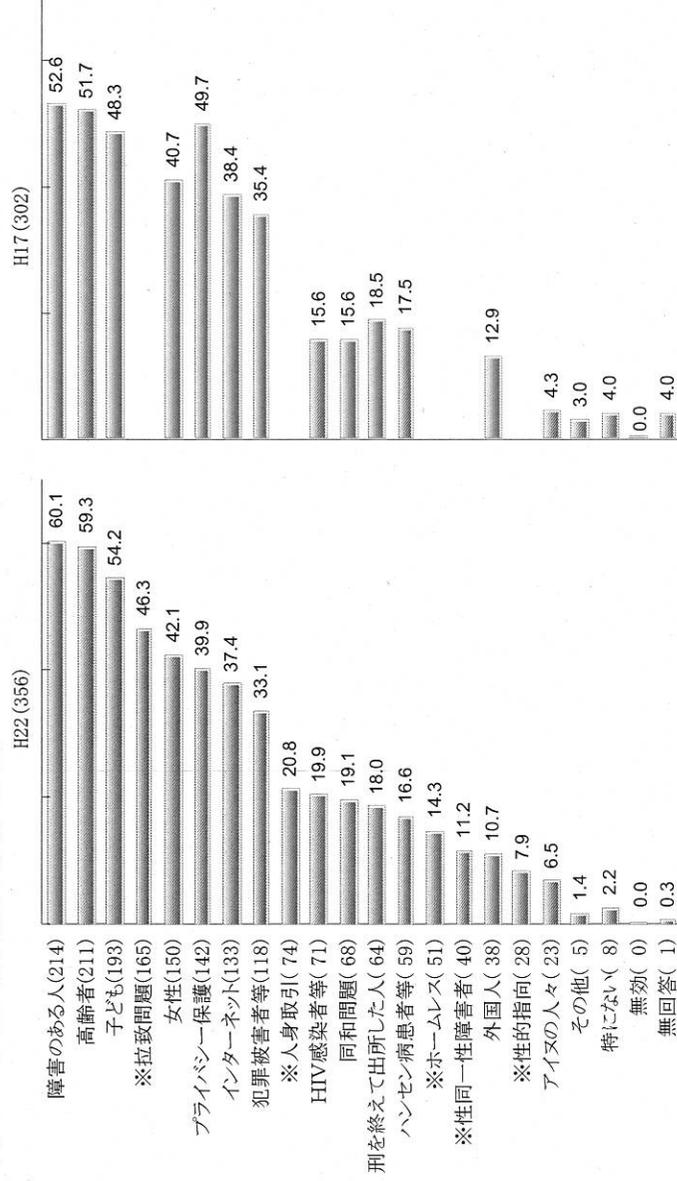
（図中の※は、今回の調査で回答を追加・変更した項目）

① 「人権」についての関心度



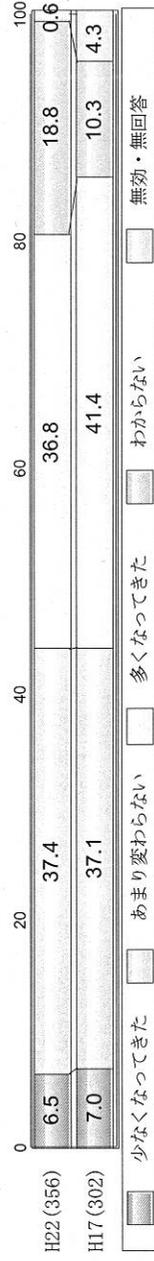
「人権」について「少し関心がある(45.8%)」人と「関心がある(37.9%)」人を合計すると 83.7% で、これまでの3回の調査で最も高くなっています。「関心がある」人の割合はこれまでの調査でそれほど変わっていませんが、「少し関心がある」人が前回より7ポイント以上高くなっています。

② 関心のある人権問題（複数回答）



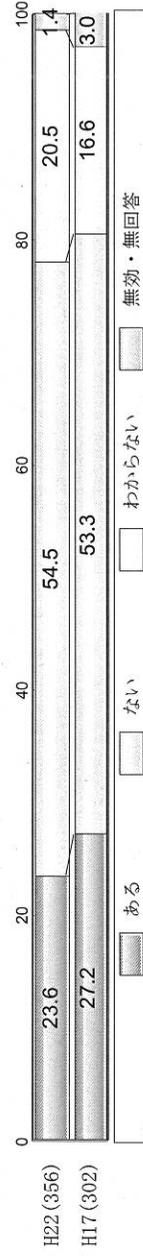
関心が高い人権問題は、「障害のある人(60.1%)」「高齢者(59.3%)」「子ども(54.2%)」の順で、いずれも 50% を超え、前回と比較しても 6~8 ポイント高くなっています。今回新たに 5 つの回答項目(※)を追加しましたが、「拉致問題」と「人身取引」に対する関心が高く、特に「拉致問題」は 46.3% で 4 位になりました。一方、「プライバシー保護」は前回より 10 ポイント低く、前回の 3 位から 6 位となっています。

③ 人権侵害の推移



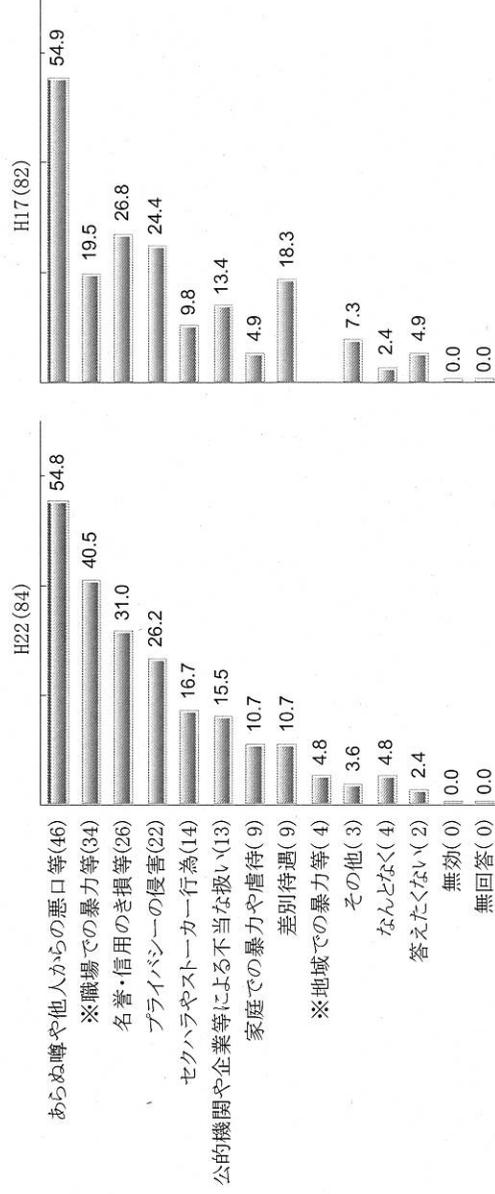
人権侵害がこの5～6年にならなくなったかという問いに「少なくなってきた」とする人が1割にも満たず、「あまり変わらない(37.4%)」が「多くなってきた(36.8%)」よりやや高い状況です。前回と比較すると、「少なくなってきた」と「あまり変わらない」とする人の割合はそれほど変わりませんが、「多くなってきた」が5ポイント低くなり、「わからない」が8ポイント高くなっています。

④-1 人権侵害の経験



今までに、自分の人権を侵害されたことが「ない」と答えた人が54.5%で半数を超え、「ある」が23.6%、「わからない」が20.5%で、4分の1近くの人が「人権を侵害されたことがある」と答えています。前回の調査と比較すると、「ない」はほとんど変わりませんが、「ある」がやや減り、「わからない」が増えています。

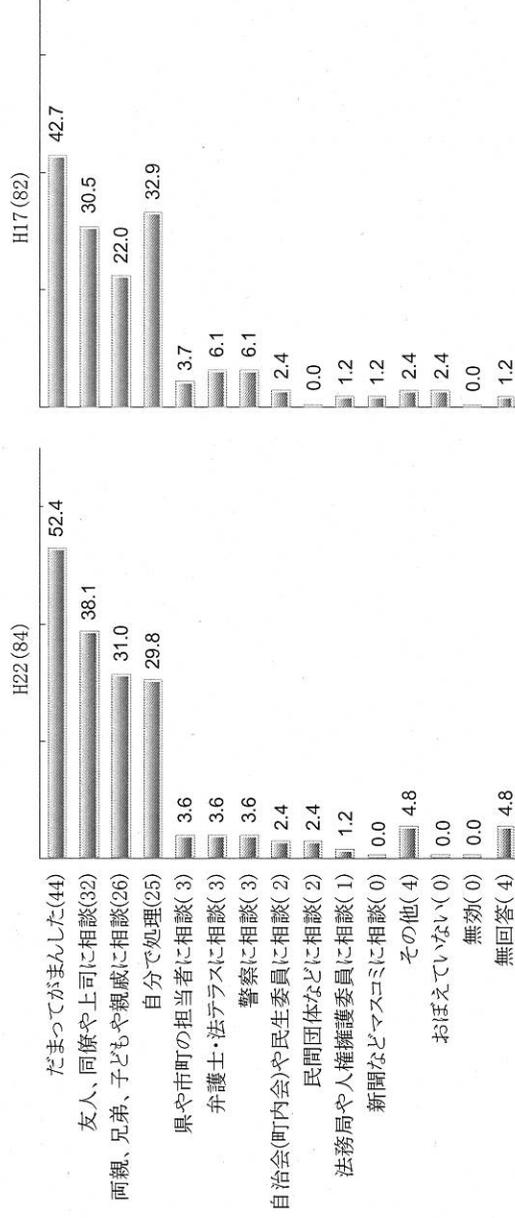
④-2 人権侵害の内容（複数回答）



どのような人権侵害を受けたかについては、「あらぬ噂や他人からの悪口等」が54.8%で最も高くなっています。前回調査時の「地域、職場などでの暴力等」を「職場での暴力等」と「地域での暴力等」の2つに分けましたが、「職場での暴力等」が40.5%で、前回より高い結果となりました。次に「名誉・信用のき損等(31.0%)」「プライバシーの侵害(26.2%)」の順になっています。前回と比較すると、1位の「あらぬ噂や他人からの悪口等」がほとんど変わっておらず、「差別待遇」が8ポイント

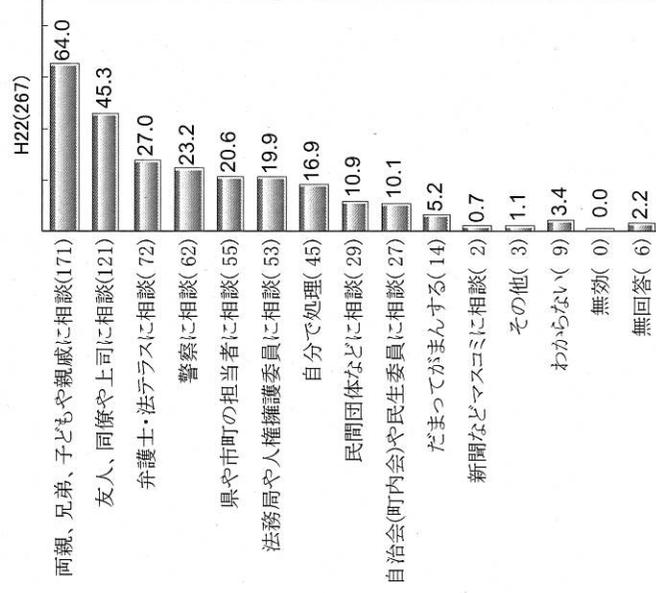
減少した以外は前回より高い数値となっています。特に、「職場での暴力等」と「地域での暴力等」を合わせると45.3%となり、前回の「地域、職場などでの暴力等」の19.5%より26ポイント高く、「セクハラやストーーカー行為」と「家庭での暴力や虐待」はそれぞれ6～7ポイント高くなり、暴力による人権侵害のポイントがあがっていることを示しています。

④-3 人権侵害への対応（複数回答）



人権が侵害されたときの対応としては、「だまっがまんした」と答えた人が52.4%で最も多く、次いで、「友人、同僚や上司に相談」の38.1%、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」と「自分で処理」が30%前後で続いています。公的機関である「県や市町の担当者に相談」「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」は極めて低い結果となっています。前回と比較すると、「だまっがまんした」「友人、同僚や上司に相談」「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」はそれぞれ8～10ポイント高くなっているのに対し、「自分で処理」は3ポイント低くなり、前回の2位から4位となっています。

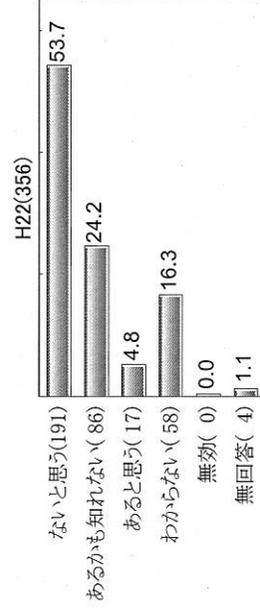
⑤ 人権侵害を受けた場合の対処



もし自分の人権が侵害された場合どうしますかという問いに対しては、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」が64.0%と最も高く、「友人、同僚や上司に相談」が45.3%で続き、次いで、4つの公的機関である「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」「県や市町の担当者に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」が約20～27%で並んでいます。「だまっがまんする」は5.2%しかなく、何らかの方法で相談したいと考えている人が多いことを示しています。

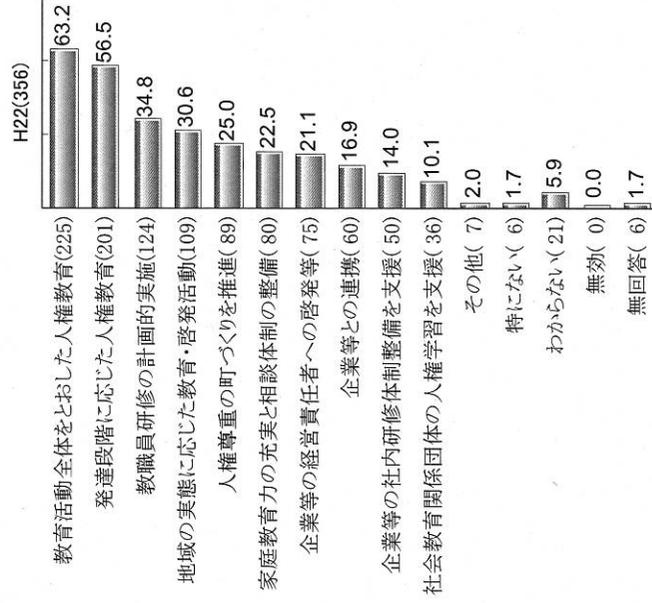
⑥ 他人の人権を侵害した経験

今までに他人の人権を侵害したことがありますかという問いには、「ないと思う」が53.7%と最も高く、半数を超えています。「あると思う」はわずか4.8%でした。「あるかも知れない(24.2%)」「あると思う」を合わせても29.0%で、3分の1に満たない状況です。

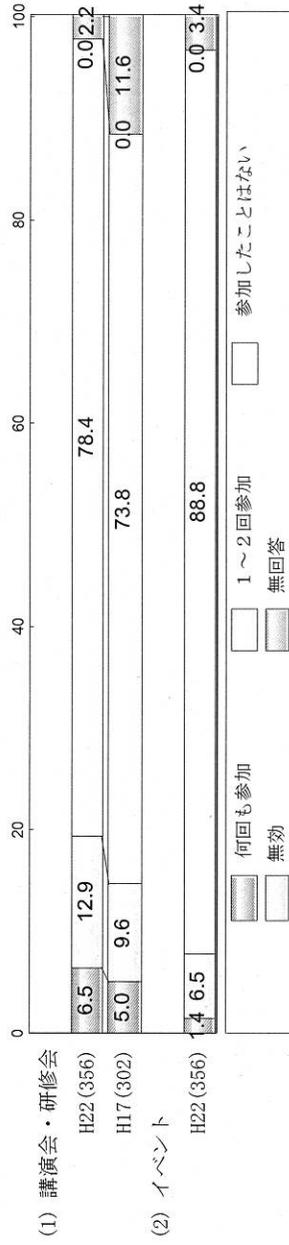


⑦ 人権尊重社会実現のために必要な施策

人権が尊重される社会を実現するために何を入ればいいのかという問いに対しては、「教育活動全体とおした人権教育」が63.2%と最も高く、「発達段階に応じた教育・啓発活動」も56.5%と最も高く、「発達段階に応じた人権教育」も56.5%となっています。次いで「教職員研修の計画的実施」と「地域の実際の教育・啓発活動」が30%台、「人権尊重の町づくりを推進」が25.0%、「家庭教育力の充実と相談体制の整備」が22.5%、「企業等の経営責任者への啓発等」が21.1%、「企業等との連携」が16.9%、「企業等の社内研修体制整備を支援」が14.0%、「社会教育関係団体の人権学習を支援」が10.1%、「その他」が2.0%、「特にない」が1.7%、「わからない」が5.9%、「無効」が0.0%、「無回答」が1.7%です。

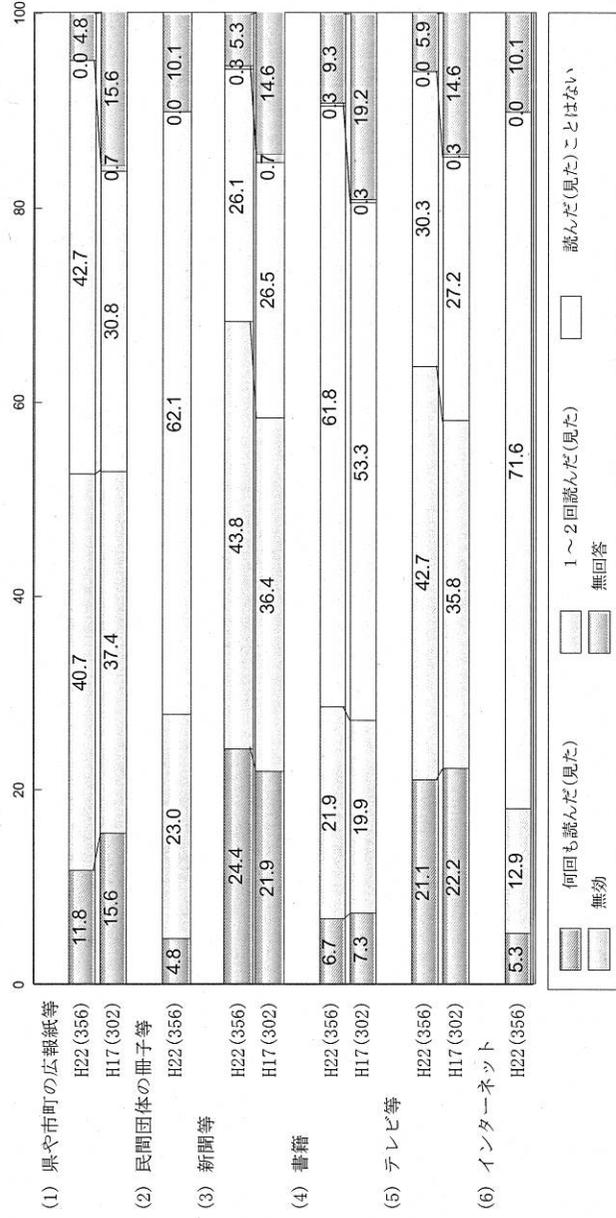


⑧ 啓発活動への接触度



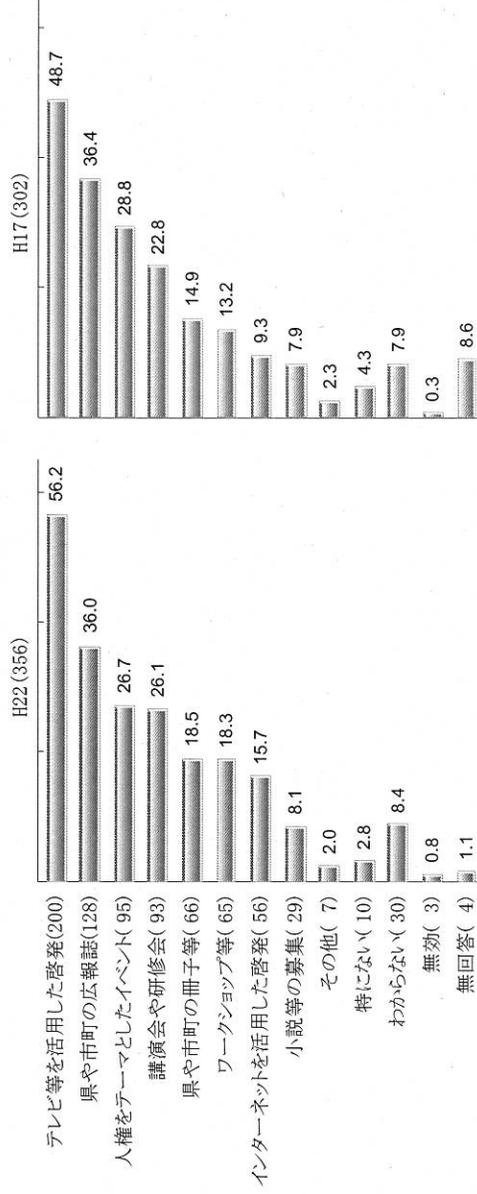
人権に関する講演会や研修会に1回以上「参加したことがある」人は、19.4%で、前回の14.6%より5ポイント高くなっていますが、「参加したことはない」人も5ポイント高くなっています。また、イベントに参加したことがある人は、7.9%でした。8割から9割の人が人権に関する講演会などに参加したことがない状況となっています。

◎ 人権情報を提供する媒体への接触度



人権に関する情報を新聞などで読んだ(見た)ことがありませんかという問いでは、1回以上読んだ(見た)ことがあるもので多かったのが、「新聞・雑誌・週刊誌」の68.3%、「テレビ・ラジオ・映画・ビデオ」の63.8%、「県や市町の広報紙・パンフレット等」の52.5%で、いずれも50%を超えています。次いで、「書籍」が28.7%、「民間団体の冊子・パンフレット等」が27.8%、「インターネット(ホームページ等)」が18.3%となっています。

◎ 効果的な社会教育・啓発広報活動(複数回答)



どのような啓発活動が効果があるかという問いに対しては、「テレビ等を活用した啓発」が56.2%で最も高く、「県や市町の広報紙」が36.0%、「人権をテーマとしたイベント」と「講演会や研修会」が20%台で続いています。前回と比較すると「テレビ等を活用した啓発」は8ポイント、「インターネットを活用した啓発」と「ワークショップ等」も5～6ポイント高くなっています。